

## 出席者一覧

## 第5回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

## &lt;委員&gt;

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営研究室）

## ※委員長

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）  
 野村裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士  
 品川尚子 那須法律事務所 弁護士  
 河合智 岐阜県郡上市 農林水産部次長兼林務課長  
 片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

## 次第

1. 当面の議題について（第3回からの継続審議）

2. 特例措置活用のケーススタディ（新潟県糸魚川市）

3. 林野庁からの報告事項

## &lt;臨時出席&gt;

古平明 新潟県糸魚川市 農林水産課 係長  
 渡辺千鶴 同 主事  
 永井志穂 新潟県 林政課 副参事  
 保科功 新潟県 糸魚川地域振興局 林業振興課 技術専門員

## &lt;林野庁&gt;

箕輪富男 森林利用課 課長  
 川村竜哉 森林利用課 森林集積推進室 室長  
 中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画担当）

## &lt;事務局&gt;

(公財)日本生態系協会 松浦、亀田、小川



# 当面の議題 第5回ver.

令和3年8月  
林野庁

※令和3年6月15日付の第4回委員会から修正した箇所には下線を引いております。

## 第2回検討委員会のポイント ~議論の進め方~

森林経営管理法の特例措置を活用していくにあたり、

- ① 所有者不明であることを特別扱いするというものではなく（所有者が確知されている森林から特段の差異を設けるものではなく）、
- ② 経営管理権集積計画を定めることが必要かという観点に立ち、
- ③ 各々の森林の状態に応じた最適な経営管理を行う

という方向で議論する

そのため、

- ① 切捨て間伐が想定されるような森林管理を前提として議論をしていくものではなく、
- ② 搬出間伐による木材生産も含め、林業経営も議論の射程とし、市町村にバランスのよい判断の視点を提供する

市町村に活用してもらえるガイドラインとなるよう各論を深めていくとともに、

- ① 議論が煮詰まらないところをQ&A集としてとりまとめることや、
- ② 具体的な事例を紹介するということも考える



### 「対象とすべき森林」の判断材料（各論①～③）

- 通常も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論する
  - 対象となり得る森林が広範に及ぶ一方で、「何を優先すべきか」を整理した上で、
  - 「優先して経営管理すべき森林」として具体的な指標を置きたい
  - その際、市町村が判断しやすく、また、対外的にも説明しやすい指標とは何かを考える
- 1.～3.をもとに、市町村が「ここなら使える」と判断できる材料をしたい

### 「経営管理の方向性」の判断材料（各論③～⑤）

- 各々の森林に応じた「経営管理を柔軟に選択していく」という方向性の下で議論する
  - 市町村の裁量で選択していく上で、「合理的な（合理的ではない）判断とは何か」を整理した上で、
  - 合理的な判断であると裏付ける具体的な指標を置きたい
  - さらに、合理的でないとされる場合の具体事例を整理したい
- 1.～3.をもとに、市町村が「安心して使える」と判断できる材料をしたい



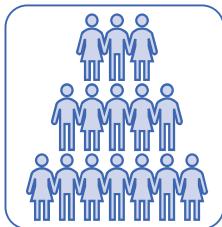
## 第3回検討委員会のポイント～整理が進んだ事項～

### 対象とすべき森林の把握の仕方（各論①関連）



- まずは手元にある既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真撮影）などから、経営管理を行う必要性を把握すればいいのではないか
- ただし、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査をし、対外的に説明できる資料を用意しておくべきではないか
- 特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の経営管理を行う場合と同様の判断でよいのではないか

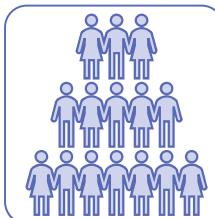
### 不明とされる所有者の持分への留意（各論③関連）



- 持分の過半数に相当する所有者が判明しており、その者が同意しているという状況下であれば、柔軟に活用していくこととしてよいのではないか
- ただし、経営管理の方法や目的について、どのようなことに留意していくべきかは、持分の過半が判明している・していないという形式的なものではなく、個別の具体事例に沿いながら議論していくべきものではないか（持分の過半数が判明していない場合でも、活用していくけるよう事例を整理していくとよいのではないか）

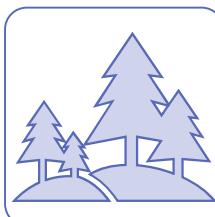


### 所有者探索・同意取得の注意点（各論③関連）



- 登記名義人やその相続人全員の同意を得ることが原則であり、実質的な所有者や代表者の同意をもって関係権利者全員の同意を得たとすることは妥当ではない（市町村が“実質”的な範囲や“代表者”を決め、本来の同意プロセスから外れる相続人を作り出してしまうことは説明が難しい）。
- ただし、このような考え方が許容される事案を示すことも意義があるので、ケーススタディを重ねて、許容される条件や説明方法については、ガイドラインとして示すことを検討してはどうか [議論を継続](#)
- 登記名義人の所有者情報が不足する（例えば、地番情報がない）ときや、戸籍簿や住民票等の除票が廃棄されたときなど、公的資料からの探索が困難なときは探索を打ち切ることを考えてもよい（過重な聞き取り調査や、やみくもな資料請求をしないことで、探索業務を簡素化する）

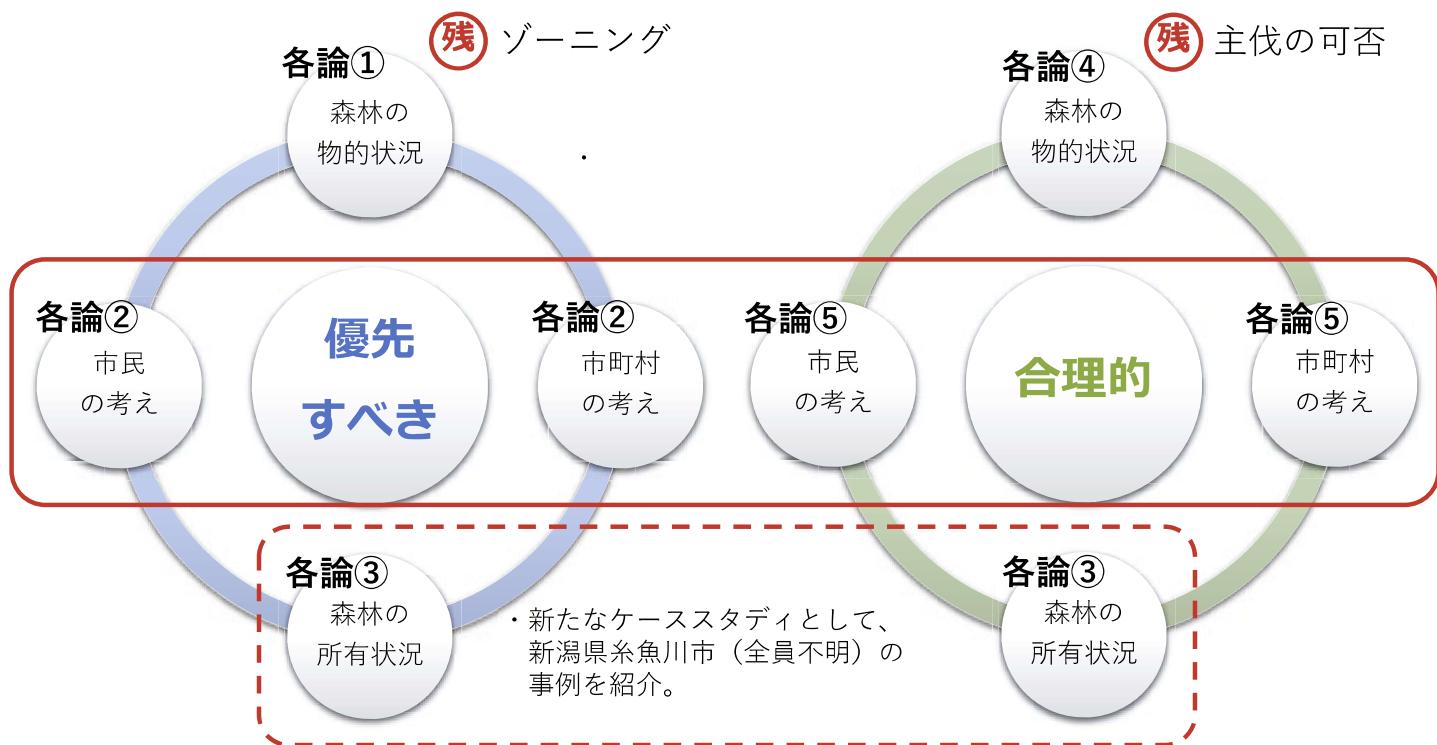
### 合理的と言える経営管理の内容（各論④関連）



- 森林を健全に育成・維持するために経営管理を行うということで、その森林に合った施業を選択するのであれば、利益を伴う間伐や伐採量が大きい間伐であっても、合理的と評価できる
- 条件不利地では、主伐をし、林種転換を図るということも検討すべきであるが、これを管理行為として実施することはできないか [新規の検討事項](#)
- 間伐は、その内容によっては、法律的にみると、保存、管理、変更行為のいずれにも該当し得る行為であるから、同意取得の範囲と関連づけて、論点を整理してみてはどうか [対応を検討](#)

4

## 第5回検討委員会でご議論いただきたい事項

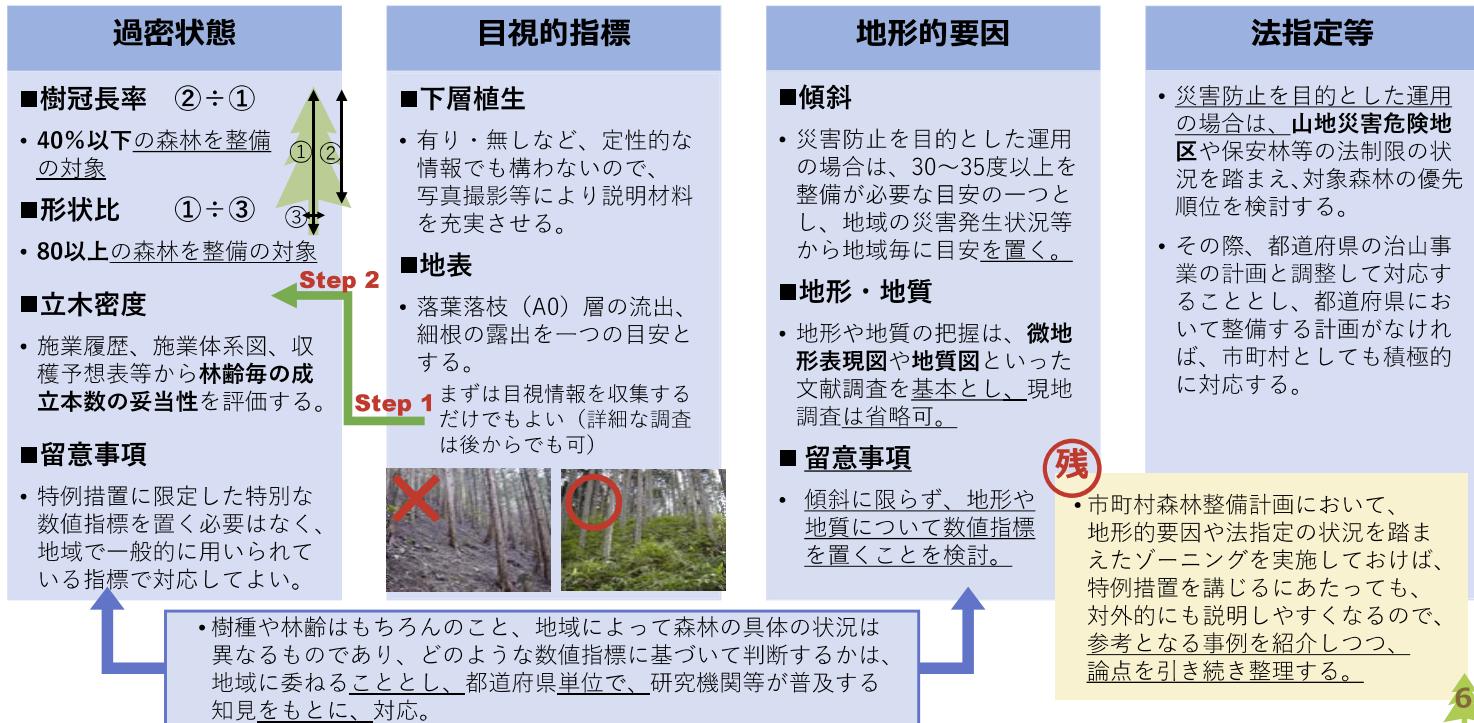


→ 今回は、市町村や市民（いわゆる“人”）の観点から議論を整理するとともに、引き続き、特例制度活用の検討事例（ケーススタディ）を紹介。

5



- まずは、施業履歴の確認や簡易な現地調査（写真撮影等）により、経営管理の必要性を判断。
- 森林整備の必要性を対外的に説明できるよう、詳細な現地調査（立木の計測等）も行うものとするが、その時期や程度は市町村が柔軟に選択。
- 各種資料から把握できる情報を用い、調査を簡素化することも可能だが、一定のデータは必要。

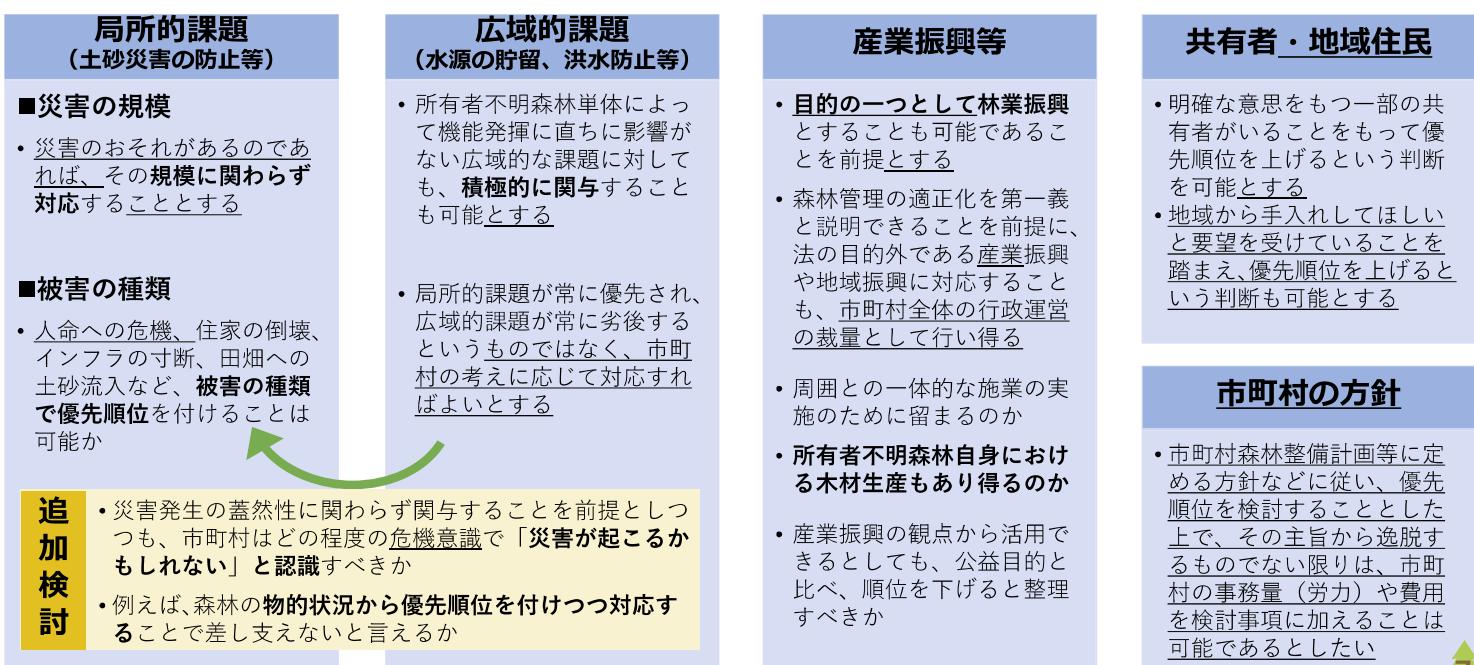


6

## 各論② 「対象とすべき森林」～市町村、市民の考え方から～



- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することが第一の検討事項となり得るが、市町村の方針や地域のニーズに応じて産業や地域振興の観点で活用することも柔軟に判断し得る
- 水源の貯留や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が発揮される広域的課題についても、積極的に対応することとする
- そのような中、以下に掲げる考慮事項などから、優先順位を付ける方法はあるか



7

## 各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」～森林の所有状況から～



- 持分の過半の所有者が分かり、同意しているときは柔軟に活用できる
- 持分の過半の所有者が分からぬときや、所有者全員が分からぬときについても、目的をより丁寧に説明することで、柔軟に活用できる
- 本項は抽象的な整理にならざるを得ないため、ケーススタディを重ねつつ、事例集やQ&A方式で論点となるところを整理することとしてはどうか

### 過半が判明し、同意

- ・特例を適用する森林、取り得る経営管理の内容を柔軟に選択できるとする

### 全員不明

- ・所有者自らの経営管理が確実に期待できないことから、積極的に対象とするという考え方も可能とする

### 過半は不明だが、残りは同意

- ・災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起り得るものには柔軟に対応できるとする
- ・人命・身体・財産への影響と比較し、周囲への権利侵害の程度が低いと考えられる山村振興・観光目的は慎重な運用とするなど、判断に悩ましいものは実践的議論を追って実施することをしたい

### 反対者あり、又は意思表示なし

- ・災害が起こる緊急性がある場合等を除き、明確に反対する者がいる場合は、対応の優先順位を下げる、又は対応しないこともあり得る
- ・**残** 意思表示しない共有者がいる場合、協力しない共有者がいる場合については、法16条の特例を使うことを検討してよいのではないか
- ・例えば、市町村が所有者を探索し、相続人多数となつた場合や、共有者不明森林の特例を使おうとする場面等においては、前向きに活用を考えてはどうか

### 周囲も不明

- ・災害が起こる緊急性がある場合等を除き、隣接する森林の所有者がともに不明である場合は、境界を確認することが困難又は労力を要する等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げることもあり得る
- ・境界が不明確であっても、周囲一帯となって経営管理権を設定し、管理するという方向性もあると思うが、具体事例に基づいて議論することとする
- ・その場合、境界の確認や金銭の算定をどのように行うべきかも具体事例に沿って検討する

最終的なガイドラインを整理していくにあたり、まずは、これらの事例を収集して、具体事例に基づく議論を継続

8

## 各論④ 「経営管理の方向性」の判断材料～森林の物的状況から～

次回以降



- 森林に合った施業、必要な施業であれば、その施業種（搬出・切捨、定性・列状、伐採の強度）は柔軟に選択する
- 存続期間の設定は、通常の場合と特段の差異を設けず、必要に応じて長期の設定も検討する

### 搬出・切捨間伐

- ・林業経営者に再委託し、伐採木から費用を捻出することも可能であることを前提とする
- ・**森林の性質**から、搬出間伐を実施できるのであれば、手法として選択すればよい
- ・間伐は森林の健全化が第一の目的であり、経済性の観点を主軸に、搬出間伐を選択するのは合理的ではない
- ・間伐の効果を出すために、価値のある木も伐採することは当然にある
- ・地形（急峻、谷沿い）や立地（道路や住家の上部）等からも、施業種を検討する
- ・搬出間伐が経費の掛増しになるときは、切捨間伐を選択するが、伐倒木の片付処理も必要に応じて実施する

### 定性・列状間伐

- ・間伐の効果を踏まえ、定性間伐の実施を第一とする
- ・施業体系上、列状間伐を実施することでも、間伐の効果が得られる場合は、列状間伐も選択となる
- ・ただし、以下のような場合は、列状間伐を実施することは控える

【一例】

- ① 急傾斜地
- ② 地すべり地、崩壊地
- ③ 火山灰土壤
- ④ 超過密な森林
- ⑤ 強度な列状間伐
- ⑥ 2回連続の実施 等

残

追加検討

### 間伐の強度

- ・森林の性質を踏まえ、強度な伐採が必要であるときは、それを選択できる
- ・ただし、手入れ不足の森林である場合は、強度の伐採を行うことで、風雪害のリスクが高まるところから留意が必要
- ・存続期間を長めに設定し、弱度の間伐を繰り返すことも検討

### 存続期間

- ・通常の場合（所有者が確知されている場合）から差異を設けるべきではなく、経営管理に必要な期間を確保することを前提とする
- ・特例を講じることへの不安心から、存続期間を縮減することや、間伐等の施業の実施回数を減らすことはしない
- ・不明とされた所有者が後で現れる可能性も少ない中、市町村による継続的な管理ニーズがあることから、必要に応じて長期間の設定をすることも前向きに検討する

9

- ・手入れ不足の森林を健全な森林に再生していく手法のひとつとして、主伐をし、新たに植栽（林種転換）することも検討してはどうか。
- ・この場合、森林の性質を大きく変えることになるため、不明な所有者・共有者への説明責任として、実施できる条件や理由の整理が必要であると考えるが、Q&Aとして例示できないか

## 各論⑤ 「経営管理の方向性」の判断材料 ~市町村、市民の考え方から~



- 市町村が取り組みやすいところから進めるという考えは、どこまでが許容できるか
- 住民や事業者の意見を聞き、ニーズに応えるとした場合、どこまで対応するべきか
- 市町村はコストや費用対効果を意識することになるが、どこまで負担してでもやるべきか

### 市町村の考え方 (取り組みやすい)

- ・取り組みやすさという観点から、以下の①～④に該当する場合は積極的に対応してはどうか
- ① 確知されている所有者が多く、不明な所有者が少ない
  - ② 探索や合意形成において、確知されている共有者の協力が仰げる
  - ③ 対応を望む共有者が多い
  - ④ 意向調査を実施している地域であるなど、市町村が事務で関与している
- ・①～④に該当しない、又は複数が該当しない場合など、事務的負担が比較的大きいと考えられるものは対応を見送ることとするのは不合理か

### 住民のニーズ

- a. 住民から安全・安心な生活を確保してほしいとのニーズがあり、市町村が必要性を理解できるものは積極的に対応する
- b. 住民から快適な生活環境を提供してほしいとのニーズがあり、市町村が必要性を理解できるものも対応すればよい
- c. 住民からニーズはあるものの、主観的なニーズであると感じられ、市町村が客観的に必要性を理解できないものは見送る



### 組み合わせ次第で、見解が変わるものがあるか

- ・aかつiiiで取り組まないのは不合理
- ・②かつCなら取り組んでも合理的
- ・Bなら i で対応しても合理的 等

### 事業者のニーズ

- A) 事業者のニーズに基づくが、不明所有者にも明確なメリットがあるもの（所有者不明森林の資産価値が向上するもの等）は積極的に対応する
- B) 不明所有者がデメリットを回避できるもの（資産価値こそ上がらないが、隣地に迷惑をかけずに済む等）も対応すればよい
- C) 不明所有者のメリットが薄く、事業者が一方的なニーズによるものは、対応を見送る

### 市町村の考え方 (費用対効果)

- ・一般的な森林の健全性が確保できることを前提に、以下の i～iii のような費用対効果について、必要に応じて考慮することは妥当か。
  - i. コストを低く抑えるため、切捨間伐や列状間伐を選択する
  - ii. 市町村のコスト負担を抑え、林業経営者が対応できるよう、経済性を追求した内容とする
  - iii. 取り組むべきと認識しつつも、コストが嵩むため取り組まないとする

## ケーススタディ③

# 新潟県糸魚川市における検討状況

令和3年8月

## 糸魚川市の概要

- 糸魚川市には、約6万4千haの森林があり、その3分の2（4万2千ha）が私有林である。そのうち、**私有林人工林は約9千ha**あるが、人工林率が2割と全国ベースより低いのが特徴。このため、森林管理の集約化が課題。
- 森林経営管理制度を優先的に取り組む地区を選定するにあたり、地区への聞き取りを行いながら、制度に対する関心が高かった地区から取組を進めていくこととした。

### ■ 糸魚川市及び大野地区の位置

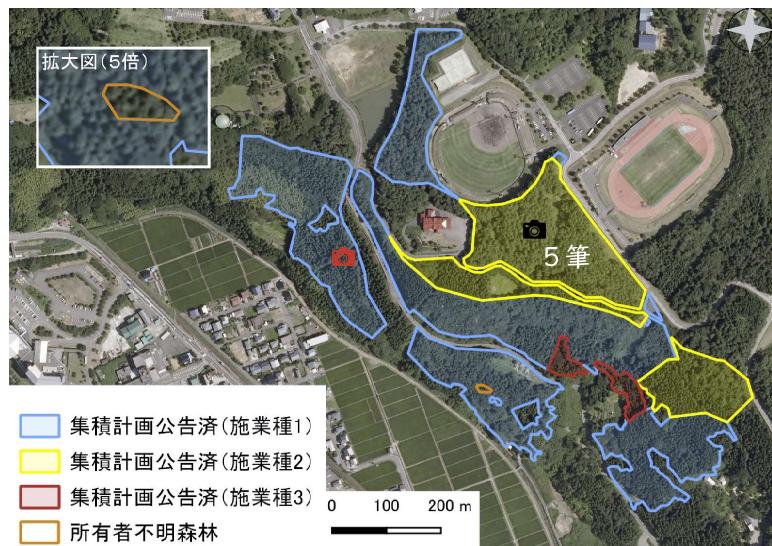


### ■ 大野地区をモデルとした理由

- 森林経営計画が作成されておらず、**林業事業体による森林整備が期待されない**
- 地区を対象とした説明会で、**地区住民の反応がよかつた**
- 市街地（糸魚川市の中心部）に近く、森林整備をモデル的に進めることで、住民へのPRが可能

# 大野地区における取組状況

- 令和元年度に意向調査を実施した後、現地調査や所有者探索を行い、令和2年度中に合意形成を進め、令和3年6月に経営管理権集積計画を策定（92筆・28名分）。
- 宛所無しなど、所有者の所在が不明であった森林については、市内部で戸籍謄本や住民票を確認するほか、他の市町村にも公用請求し、所在を把握。
- しかし、1筆1名分の森林については、所有者の所在を把握できず、経営管理権集積計画の策定を断念。



不良木を中心に間伐（切捨間伐）を行い、光環境の改善を図る（施業種1）



松枯れが進んでおり、このままで健全性が維持できないため、広葉樹への樹種転換を進める（施業種2）

※施業種3の区域には、水道施設があるため、間伐は実施しない

2

## 所有者不明森林への対応状況

- 所有者の所在が判明しなかった森林は、明治21年に所有権保存が行われたA氏の単独所有。A氏の登記簿上の住所が、村（旧大野村）で止まっており、字名や地番が不明。
- 他方、林地台帳において、過去の林務部局で把握した所有者＝現に所有している者としてB氏（A氏と同姓だが、相続人かは不明）の記載があったものの、地番の記載が欠落。
- そこで、税務部局に固定資産税の納稅義務者を照会し、B氏の所在地（と思われるところ）を把握したが、意向調査票を送付したものの、宛所無しで返送。税務情報をもとにB氏の住民票の取得を試みたが、住民票の除票の保存期間が過ぎていたためか、取得できなかった。戸籍や戸籍の附票も同様の状況。

### 不動産登記記録

登記名義人 A  
住所 西頸城郡大野村

（明治21年）

### 林地台帳

現に所有する者 B  
住所 糸魚川市大野●●

? 大野地区には、●●という地名はなく、地番も分からぬ

### 固定資産課税台帳

納稅義務者 B  
住所 ●●県■■市××

? 県外の市町村あてにBの住民票やその除票の請求を行ったが、取得できなかつた※

少なくとも66年は経過

（注）大野村が糸魚川市になったのが昭和29年

※林地台帳の字名●●と固定資産課税台帳の県名●●が一致。B氏の所在が■■市にある可能性があるので、公用請求。3

# 市が行いたい経営管理の内容

- 施業種Ⅰ（水色ゾーン）に囲まれた1筆であり、周囲と同様に、スギ等の切捨間伐を実施し、手入れ不足を解消したい。
- 周囲の大半の森林で手入れできるので、この所有者不明森林の手入れを行わないことで地域に大きな悪影響が生じるものではないが、**一体的に手入れすることが望ましく**、また、当該地だけ除外した状態での間伐作業は苦労を要するところ。※

## ■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	15年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回以上、年2回以上の見回り
費用負担	まずは、市町村が全額負担するを前提
利益還元	収益の発生は想定されないが、まずは経費に充当し、残余があれば所有者へ

## ■ 所有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
15年間
間伐を1回以上、年2回以上の見回り
まずは、市町村が全額負担するを前提
収益の発生は想定されないが、まずは経費に充当し、残余があれば所有者へ

※誤って伐採しないよう現地で境界明示をしなければならないほか、当該地に伐採木が倒れこんだりしないように注意をしなければならない等を想定。

4

## 検討委員会でご議論いただきたい事項

- 今回のケースは、**登記名義人Aの所在を把握する方法がなく**、林務部局や税務部局が保有していた所有者と思われるB氏の所在もつかむことができなかった。当然に、BからAを辿ることも困難であり、AとBの関係性も不明。そのため、**A及びその相続人を確知できなかったため**、所有者不明（全員不明）の特例措置を活用できたと思うがよろしいか。
- 当該所有者不明森林は、わずか29m<sup>2</sup>であり、周囲での手入れが実現されるため、そのまま手入れを行わなくても、さし当たりの支障はないとも考えられるが、**一体的な管理の必要性から積極的に対応していく**という考え方はあるべきか。
- 仮に必要性に乏しいという判断があった場合において、例えば、今回の森林が松林であり、周囲のように松枯れの被害が生じ、又は被害の温床となる可能性がある場合は、**積極的に対応を進める**という考え方をしたいが、どのように考えるか。
- 所有者の全員が不明な場合であり、県の裁定手続が必要であるが、市町村が新潟県に申請するにあたり、用意すべき資料にどのようなものがあるとよいのか。また、新潟県が裁定するにあたり、判断基準として留意すべき点は何か。

【参考】林野庁の運用通知において定める裁定申請書に記載する内容

- 1 森林の所在、地番、地目、面積
- 2 当該森林の経営管理の現況
- 3 定めようとする経営管理権集積計画の内容
- 4 参考情報として、①所有者探索の実施状況、②当該森林に経営管理権を設定することの必要性、③当該森林の自然的・経済的・社会的な条件（資源の状況、路網整備の状況等）、周囲の土地利用の動向（集約化の状況、周囲の所有者の意向）など

## 検討委員会でご議論いただきたい事項②

- 今回の大野地区では、相続財産法人となった森林で、相続財産管理人が選任され、その後、新たな所有権の帰属先が決まったという事案があった。（今回は、新たな所有者と合意形成を図り経営管理権集積計画を定めるに至った。）
- 他方で、今回のように相続財産管理人が選任されていることは稀であり、**相続放棄された森林や相続人のない森林**が相続財産法人として、一向に清算に向かわず、いわゆる宙に浮いた状態で手入れ不足になっているケースも多々ある。
- 現行民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、経営管理権を市町村に設定するというような新たな権利関係を構築することは想定されておらず、相続財産の保存を目的とした管理制度もないと考えるが、市町村が相続財産法人たる森林の手入れを行いたい場合は、どのような対応があり得るか。
- 令和3年4月28日に公布され、2年内の施行が予定される**改正民法（改正後の897条の2）**において、**保存型の統一的な財産管理制度**が始まるが、この管理人の下で、経営管理権を設定し、市町村が管理していくという運用はあり得るか。（相続財産法人は所有者不明ではないことから、森林経営管理法の特例や、改正後の所有者不明土地法38条2項に基づいた改正民法264条の2の所有者不明土地管理制度も活用できないと認識。経営管理権を設定することについて、市町村が利害関係人となり得るのか。）

【参考】民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による改正民法（抄）

**264条の2** 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

**897条の2** 家庭裁判所は利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命じることができる。ただし、……

6

## 検討委員会でご議論いただきたい事項③

- 境界の確定は、所有権の帰属の範囲を決めることになるため、処分行為（全員の同意が必要）と解されるが、**境界を接する相手方の一部又は全部が不明である場合は**、どのように対応すべきか。
- 厳密な対応を考えた場合、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立て、管理人との間で境界の確定を行うことが考えられるが、
  - ① 地籍調査が完了している等により筆界が明らかである場合
  - ② 筆界が明らかではないが、客観的資料と樹種、林相から境界を明らかにできる場合
  - ③ 筆界が明らかではないが、明らかでない範囲から一步控えて権利設定を行う場合については、相手方の同意不要とし、管理人の選任をすることなく、経営管理権の設定を行うことを考えてよいと思われるが、どのように考えるか。
- もっとも、このような考え方が許容されない場合、経営管理権の設定が裁判所手続を伴う境界確定に律速されてしまい、円滑に進まないことが懸念される。
- このようなことを考え、境界確定を内在的な問題として処理し、地域一体として経営管理権を設定する（穴が開かないようにする）という考え方の下で、特例制度を活用していくという方法もあってもよいのではないか。
- なお、境界確定の問題を内在的に扱うためには、経営管理に要する費用を所有者に負担させない、利益を所有者に還元しないという考え方を前提としている（費用や利益のことを考えると、市町村がどのように境界を決めたかが、利益・不利益につながってしまうためである）。

7

## 参考1

### 間伐の定義及び解釈について

森林経営計画制度の運用上の留意事項について（抜粋）

平成24年12月13日 24林整計第152号 林野庁計画課長通知

ア 共有物（財産）の変更を伴わない内容の計画である場合  
記名共有林の持分権者の一部が所在不明であるものの、保育<sup>※1</sup>のための除  
間伐など共有物の変更に当たらない内容の森林経営計画を作成する場合は、権  
原の面からは持分の価格の過半数の賛成により計画作成が可能である。

イ 共有物（財産）の変更を伴う内容の計画である場合

一方、記名共有林の持分権者の一部が所在不明であり、立木の伐採（ただし、  
保育のための余間伐を除く。）といった共有物（財産）の変更に当たる内容の  
森林経営計画を作成する場合は、原則として不在者財産管理制度を活用して財  
産管理人を選任するなどの手段を講じなければ計画作成することはできない。

【注釈】

※1 森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）

（全国森林計画等）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるとところにより、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画<sup>※2</sup>をたてなければならない。

2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分け定める事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。

一～三 （略）

三の二 間伐及び保育<sup>※2</sup>に関する事項

三の三～七 （略）

3～11 （略）

※2 全国森林計画（令和3年6月15日閣議決定（変更））

### （2）間伐

間伐については、林冠がうつ開（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）をいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ開するよう、行うものとする。  
間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

### （4）保育

保育については、更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行う。  
ア 下刈り  
（略）

### イ 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうつ開する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために、森林の状況に応じて適時適切に行う。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。  
ウ 鳥獣害防止対策  
（略）



## 参考2

### 民法251条及び252条の改正に関する検討経過

(法制審議会民法・不動産登記法部会の部会資料及び議事録の抜粋)

令和2年6月2日 第13回会議（部会資料27）

Ⅰ 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないもの）を加えることができない。

2 共有物の管理に関する事項を定めるときは、民法第251条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

② 共有物を使用する共有者（①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項の定めに従って共有物を使用する共有者を除く。）がいる場合は、その者の同意を得ることなく、①本文の規律に基づき共有物の管理に関する事項を定めることができる。

③ ①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項の定めを変更するときも、①本文と同様とする。ただし、その定めに従って共有物を使用する共有者がいる場合において、その定めが変更されることによってその共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その定めを変更することについてその共有者の承諾を得なければならない。

④ ①本文の規律に基づき共有物につき第三者に対して賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（以下「使用権」という。）を設定した場合（共有人の全員の同意による場合を除く。）には、次の各号に掲げる使用権は、それぞれ当該各号に定める期間を超えて存続することができない。契約でこれより長い期間を定めたときでも、その期間は当該各号に定める期間とする。

ア 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の使用権 10年

イ～エ （略）

（委員・幹事の意見）

- 「著しく多額の費用を要しない」の要件について、自治体からの補助金で贈われるので共有者には費用の負担が生じない場合であるとか、あるいは、これを行いたい共有者が全ての費用を出すので、他の共有者には負担を掛けないということで進める場合が、「著しく多額の費用を要しない」に含まれるかどうか。（裏毛幹事）  
→ あまり各共有者の負担、反対者の負担が重くないのであれば、過半数で決めてしまつてもいいのではないかというところでござりますけれども、今御指摘にあつたような、補助金が出ているであるとか、あるいは特定の共有者が全部出すぐらいと、他の人は私わなくていいからというときも含まれるとは考えております。（大谷幹事）  
→ 補助金が出る場合はいいんですけど言わせたら、それはまあ、そういう考え方があり得るのかもしれませんけれども、例えば、今回の部会資料の形で条文化されたときに、必ずそういう解釈になるかというと、私はそういう解釈になるのが必然ではないと思います。（道垣内委員）  
→ 東日本大震災で津波の被災をした土地について、地面の高さを3メートル上げるといった嵩上げ工事をする、この工事について自治体が費用を負担するということであっても、これは形質の変更に当たるということでは、所有者の同意、共有であれば共有者全員の同意を取らなければならないのではないかということが問題になつたと。ただし、現実問題としてそれは不可能であるので、実務上、そこは乗り越えて、相続人代表の方の印鑑を押してもらって工事を進めたと聞いております。このようなことも含め、今回の民法改正で、適切な解決ができるよう定めができればいいと思つております。（裏毛幹事）  
→ 軽微な変更については、改良を目的とする場合には、共有者間の関係があるということを前提といたしますと許容せざるを得ないとしても、大幅な所有権の内容の変更にわたるとときは、たとえ利益になることであっても、それを甘受せざるを得ないということは当然のことではないのかなと思ついました。（佐久間幹事）

（部会資料補足説明）

共有物の物理的な変更を伴う行為については、基本的には共有者全員の同意を得なければならないが、物理的な変更を伴う場合であっても、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しない行為は、各共有者の持分の価格の過半数で決することができるものとしても、共有者に与える影響は小さいとも考えられる。

- 新しい規定でも、なお法律上の処分を含むというよりも理解できるという方向で法文を作っていくのか、あるいは、もしも法律上の処分行為を除外するということになるとすれば、それに伴う問題がないかどうかを確認しておく必要があるのだろうと思います。（中田委員）

更を適用対象とするのであって、いわゆる法律上の処分行為については適用が想定されない。

(略)

今回の案は、いわゆる軽微な変更行為を全員同意の対象から除外することを目的とするものであるが、この要件は、飽くまでも他の共有者が負うことになる負担に着目し、その負担が小さいものを除外するためのものであるとの考え方と、この要件は、「共有物の改良を目的とする」との要件と相まって、当該共有物の変更が物理的にも大幅な変更を伴うものではないことを担保するものであり、他の共有者の負担が小さいかどうかだけで判断されるものではないとする考え方があると考えられる。

もつとも、前者の考え方をとっても、改良行為であることが別途要件となるため、結局、共有物に大幅な物理的変更を加えるようなケースは、基本的に改良行為といえないことになるし、後者の考え方をとっても、他の共有者の費用負担の程度は判断要素の一つになるので、実際の適用においてそれほど大きな違はないと考えられる。

いずれにしても、軽微変更の要件の有無は、事業に応じて総合的に判断されるべきものであるが、最終的な費用負担者が誰かはその判断要素の一つとなると考えられる。ただし、共有物の改良行為を行ふ共有者がその費用を他の共有者に求償しない（債務を免除する）ことを、軽微変更の要件の有無の判断の際に考慮することが一般的に可能であるとしても、具体的にどのような事情があれば考慮することができるのは検討をする。債務の免除は、債務者が債務者に対してその旨の意思表示をすることで効力を生ずることになると考えられるため、予めそのような意思表示がされていないければ、軽微変更の要件の有無の判断に当たって考慮することができないとも考えられる。

なお、第13回会議では、地方公共団体等から補助金が出ていた場合にも、「著しく多額の費用を要しない」との要件を充たすとの指摘があったが、その補助金が誰に対して支払われ、どのような私法上の効果があるかなどを踏まえて判断する必要があると考えられる。

(委員・幹事の意見)

- この著しく多額の費用の点ですが、補足説明にいろいろ説明書かれているんですけど、ちょっとやはり不明確だよねという意見が多くて、費用という切り口でやると、どうしても補助金とか、あるいは求償しないといふことについて疑義がでてしまうのかなと思って、意見としては、もうちょっと何とか目標的なものを示せないのかというような意見もあつたんですが、むしろこの補足説明で書いてあるように、結局のところ、物理的に大幅な変更を伴うか

Ⅰ 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないもの）を加えることができない。
2 共有物の管理に関する事項を定めるときは、民法第251条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。
② 共有物を使用する共有者（①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項の定めに従つて共有物を使用する共有者を除く。）がいる場合は、その者の同意を得ることなく、①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項の定めを変更するときも、①本文と同様とする。ただし、その定めに従つて共有物を使用する共有者がいる場合において、その定めが変更されることによってその共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その定めを変更することについてその共有者の承諾を得なければならない。
④ ①本文の規律に基づき共有物に對して賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（以下「使用権」という。）を設定した場合（共有人の全員の同意による場合を除く。）には、次の各号に掲げる使用権は、それぞれ当該各号に定める期間を超えて存続することができない。契約でこれより長期間を定めたときでも、その期間は当該各号に定める期間を以て止まる。
ア 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の使用权 10年 イ～エ (略)

#### (部会資料補足説明)

第13回会議において、変更行為に該当するものであっても、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しない行為について、民法第252条の規律により持分の価格の過半数により決定できるとする規律を設けることで、共有物の処分行為に関する規律への影響が生じないか検討する必要がある旨の指摘があった。

そこで改めて検討すると、共有物の処分行為が民法第251条の「変更」に当たるかどうかについては争いがあるが、いずれの解釈をとるにせよ、本文における提案は、「変更」のうち、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものについて全員同意の例外を設けるとするとるものであり、物理的

- どうかといふところがキー・ポイントになつてゐるようだ。金額が多い、少ないよりも、物理的に大きな変更を伴うかどうかという方にした方が、すきりするのではないかなどいました。意見です。（橋本幹事）
- 括弧書きで、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除くことがあります。これがこのままではいいのか、先ほど橋本幹事から、軽微変更みたいなのに変えた方がいいのではないかといふことがございましたが、それは御検討いただくとして、もしこのままいくといふときには、軽微変更でも一緒かな、改良といふ言葉でいいのかなどいうのが、少しづかないと書いたところがございました。改良といふのは、多分価値を増すということが含まれていると思うのですけれども、これからの時代、ダンサイングとか、価値の面でいうと、例えば、今まで居住に適していたもので、それ自体としては価値が高かったものを、もう利用者がいないので、納屋に変えるとか、簡易化するという方向で目的物に変更を加えるということであり得るのではないかと。これは、主観的には使用価値を高めるということになります。どちらのことは思うのですけれども、客観的に言うと、価値が高まるとは言えないのかなどと思います。そういうことから、この改良を目的とするということでは駄目だというわけではないのですけれども、これからの中時代、これで尽きるといふことについてあるのかどうか、考える必要があるのではないか、と思いました。（佐久間幹事）
- この括弧書きのところは、橋本幹事からも多額の費用のところについての文言の再検討を求める御意見を頂いております。括弧書きは、事務局においても、何とか考え直して、いろいろなことを考えましたが、やはりここに落ち着くのではないかと考えざるを得なくて、同じ文言のものを提出していますけれども、本日両幹事から頂いた御意見を踏まえて、更に検討していくなければならないことであると考えます。（山野田部会長）

令和2年11月10日 第21回会議（部会資料51）

- 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）を加えることができない。
- 共有物の管理に関する事項を定めるときは、民法第251条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がするべきがである共有物を使用する共有者があるときは、同様とする。

<p>② ①の規律による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。</p> <p>③ 共有者は、①及び②の規律により、共有物に、次のアからエまでに掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（次のアからエまでにおいて「賃借権等」という。）であって、次のアからエまでに定める期間を超えないものを設定することができます。</p>
<p>ア 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 10年 イ～エ （略）</p>
<p>④ 各共有者は、①から③までの規律にかかるわらず、保存行為をすることができる。</p>

（部会資料補足説明）

部会資料40の1においては、変更行為に該当するものであっても、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しない行為については、民法第252条の規律により持分の価格の過半数により決定できるとすることを提案していました。これに対しては、第17回会議において、「共有物の改良を目的とした」という要件に関して、客観的に価値を高めるものでない行為についても過半数により決定できるようにすべきであるという意見や、「著しく多額の費用を要しない」という要件に関して、その内容が不明確であり、費用という切り口による限定をすべきではないという意見があつた。これららの意見はいずれも、目的や費用の多寡を問わず、客観的に共有者に与える影響が軽微であると考えられる場合には、持分の価格の過半数により決定することができるべきといふものであると考えられるところであり、これららの意見を踏まえて、変更行為に該当するものであっても、その形状又は効用の著しい変更を伴わない行為については、後記3①の規律に基づいて、持分の価格の過半数により決定できるとすることとした。

（委員・幹事の意見）

- 形状又は効用の著しい変更を伴わない、という書き方に集約されたことによつて、例えば元々全く効用を発揮していないかったような土地を暫定的に通路にするだとか、物置場にするとか、そういうたった改良のようなことを行って、それが見かけ上は著しい変更に当たっているように見えるかもしないのです。ですが、実態としては費用もそれほど掛かないし、元々使われていないかった土地なので、実際にはその効用を書いているものではないというところに、それも変更に当らないと読めるという前提で書かれているのかどうか

というところを差し支えなければ教えていただければと思っております。  
(藤野委員)

→ 恐らく効用を發揮していないというケースについてもいろいろなパターンがあるのだろうなど、あえてそういうふうにしているケースもあれば、本当にほつたらかしているケースもあると思いますので、ケース・バイ・ケースによって、特にそれで問題ないというケースについてまで、それが著しい変更に当たらないことは言わないのかなどいうふうには思っています。恐らくその状況次第で変わってくるのだろうなというふうには思います。

参考 4

山林における民法 251 条に関する裁判例

森林窃盗被告事件  
昭和 2 年 6 月 6 日／大審院／第 2 刑事部／判決／昭和 2 年（れ）555 号

共有者は各自の持分に従い目的物を使用収益することができるが、他の共有者の同意がない場合は共有物に変更を加えることはできない。共有の目的物が山林である場合において、林木を伐採する行為が、山林を需要に供し、又は果実を取得するに留まらず、山林を毀損するものとなるれば、共有物に変更を加えるものにはかならない。

共有権確認及伐採禁止並損害賠償請求ノ件  
大正 8 年 9 月 27 日／大審院／第 3 民事部／判決／大正 8 年（オ）648 号

立木の共有者の 1 人が他の共有者の同意を得ないで、単独所有のように任意に処分することはできないとは言つても、立木は数量的可分物であるため、共有持分を分割して、単独所有のような状態にあれば、他の共有者もはや伐採を禁止する権限はない。

改正民法 251 条に対する林野庁の疑問

○ 第 251 条第 1 項中の「その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」について、建物の区分所有等に関する法律第 17 条を用例にされたものと理解しており、同法の法解釈や裁判例だけでは、共有物一般への適用を考えるにあたって、参考となる情報が不足していると感じられる。  
そのような中、共有物である竹木の切除や、共有物である竹木が集団で生育した森林において、本条を適用する場合、どのような観点に留意すればよいと考えられるか、お教えいただきたい。  
例えば、集団で生育した竹木を一定割合（本数比で 4 から 5 割）で伐採するなど、一見森林の形状の変化が大きく見える局面についても、その行為が森林を健全な状態へと誘導し、又は健全な状態に維持管理するための行為であると説明がつくものであれば、本条の適用範囲と言えるか。

参考 3

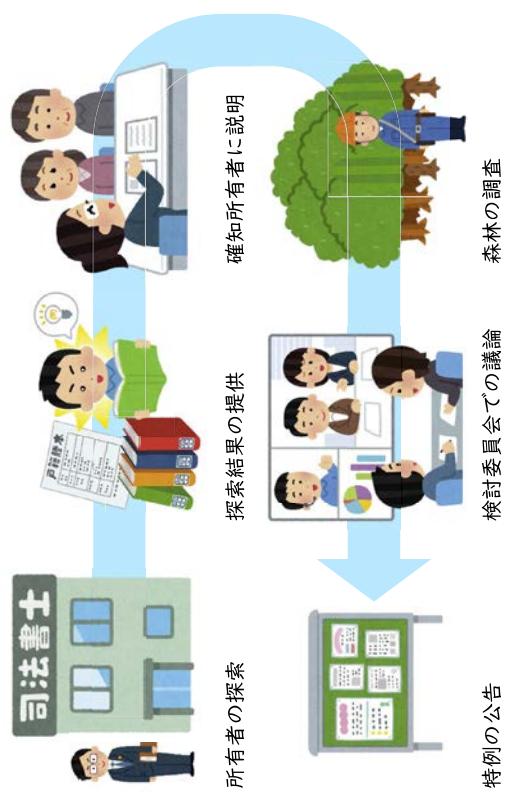


## 参考5

### 所有者探索等に関する委託事業の実施について

林野庁の令和3年度委託事業において、

- ① 司法書士等の専門家による所有者探索を実施し、
  - ② 探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行うとともに、
  - ③ 所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は、特例活用に向けた準備（確定所有者へのアプローチや現地調査等）を支援する
- という取組を新たに始めました。その概要を紹介します。



#### 1. 契約概要

- ①受託者  
株式会社四門（司法書士、アジア航測株式会社と連携）
- ②事業期間  
令和3年7月末～令和4年3月4日まで

### 2. 実証箇所

- ①対象市町村  
秋田県大館市、岐阜県恵那市

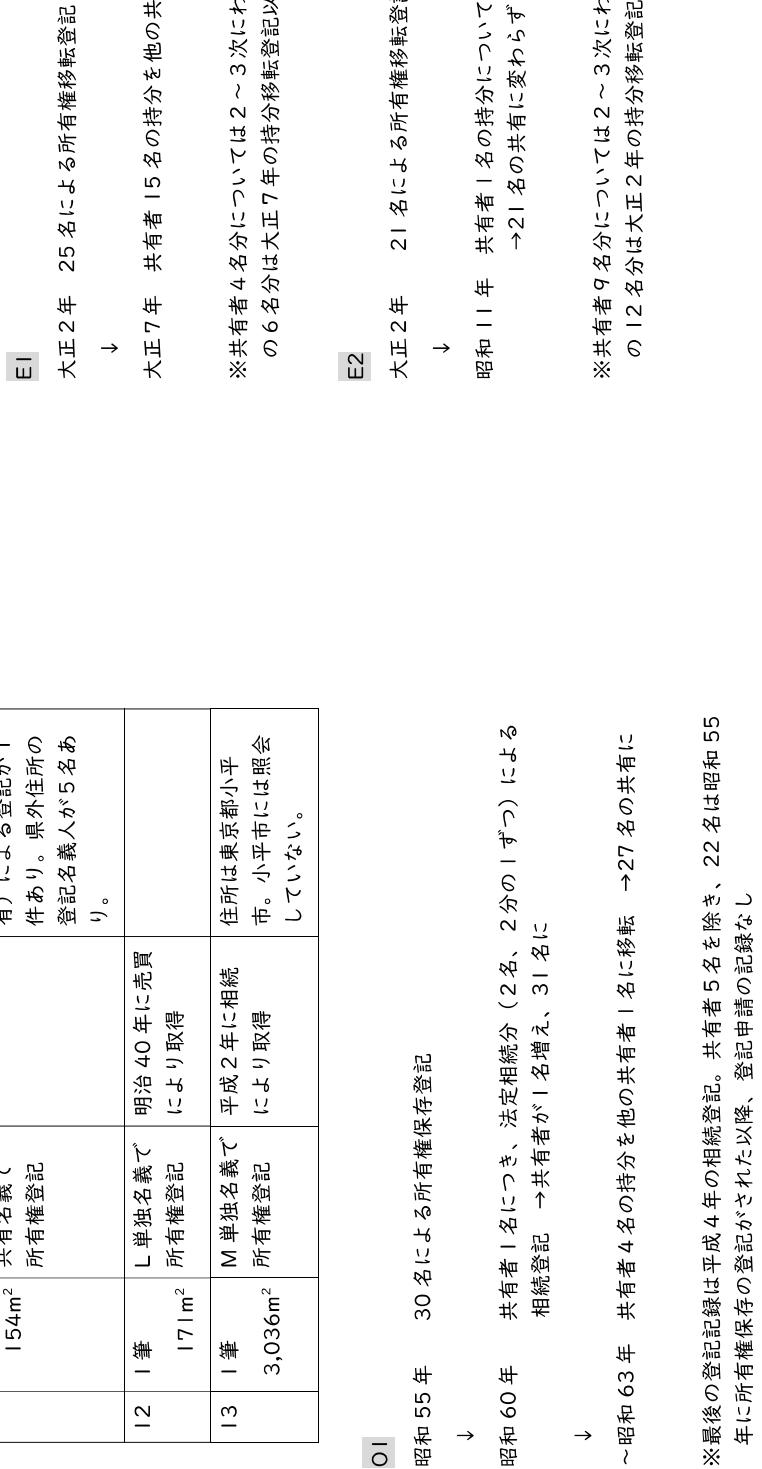
#### ②探索候補森林の概要

	面積	所有者	登記記録	備考
1	1筆 352m <sup>2</sup>	A単独名義で所有権登記	明治21年に遺産相続により取得	
2	1筆 1,546m <sup>2</sup>	B単独名義で所有権登記	昭和34年に贈与により取得	住所は北海道斜里町。斜里町には照会していないが、登記名義人の住所（番地）が不明。
3	1筆 671m <sup>2</sup>	C外18名の共有名義で所有権登記	明治42年に売買により取得	C及び18名の登記上の氏名、住所は分かること。
4	1筆 3,220m <sup>2</sup>	D単独名義で所有権登記	昭和55年に相続により取得	住所は新潟県新潟市。新潟市には照会していない。
5	1筆 2,214m <sup>2</sup>	E外6名で表題部登記		E及び6名の表題部所有者の氏名以外は不明。
6	1筆 2,895m <sup>2</sup>	F単独名義で所有権登記	昭和39年に相続により取得	千葉県我孫子市に転籍・転出を確認し、探索を中断。
7	計2筆 1,729m <sup>2</sup>	G単独名義で所有権登記	昭和37年に売買により取得	
8	計2筆	H単独名義で所有権登記	昭和37年に売買により取得	登記名義人は平成11年に死去していること。

	989m <sup>2</sup>			とは確認。相続人の探索はしていない。
9	1筆 518m <sup>2</sup>	I単独名義で 所有権登記	昭和41年に贈与 により取得	青森県むつ市に転籍・転出を確認し、探索を中断。
10	1筆 1,557m <sup>2</sup>	J単独名義で 所有権登記	昭和50年に贈与 により取得	住所は秋田県秋田市。秋田市には照会していない。
11	1筆 154m <sup>2</sup>	K他26名の 共有名義で 所有権登記	O1を参照	法定相続分(遺産共有)による登記が一件あり。県外住所の登記名義人が5名あります。
12	1筆 171m <sup>2</sup>	L単独名義で 所有権登記	明治40年に売買 により取得	
13	1筆 3,036m <sup>2</sup>	M単独名義で 所有権登記	平成2年に相続 により取得	住所は東京都小平市。小平市には照会していない。

岐阜県恵那市

	面積	所有者	登記記録	備考
1	1筆 10,787m <sup>2</sup>	10名による 共有名義で所 有権登記	E1 参照	10名の登記名義人のうち 4名は生存、居住先を把握 済
2	計6筆 24,493m <sup>2</sup>	21名による 共有名義で所 有権登記	E2 参照	21名の登記名義人のうち 7名は生存、居住先を把握 済



## 第5回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和3年8月18日（水）13：00～15：55

【開催方法】WE B会議

【出席者】敬称略

＜委員長＞

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

＜委員＞

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

野村 裕

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 郡上市 農林水産部 次長兼林務課課長

片山健二 石川県 かか森林組合 代表理事組合長

＜臨時出席＞

古平 明 新潟県糸魚川市 農林水産課 係長

渡辺千鶴 新潟県糸魚川市 農林水産課 主事

永井志恵 新潟県 林政課 副参事

保科 功 新潟県 糸魚川地域振興局 林業振興課 技術専門員

＜林野庁＞

箕輪富男 森林利用課 課長

川村竜哉 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画担当）

＜事務局＞

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田、小川、井上

## 【開催挨拶】

中山課長補佐 皆様こんにちは。今年度2回目、通算で第5回目の検討委員会を始めたいと思います。私は、本日進行を務めます林野庁森林利用課の中山です。引き続きよろしくお願ひいたします。本日は委員の皆様方に加えまして、新潟県糸魚川市から古平係長と渡辺主事にご参加いただいております。加えて、新潟県の林政課から永井副参事、同じく新潟県の糸魚川地域振興局から保科技術専門員にご参加いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。それではまず、植木委員長から一言ご挨拶をよろしくお願ひいたします。

植木委員長 少し気になるところは、先週から続いている九州中国地方の豪雨ですね。それによってかなり森林に被害が出ています。私が住んでいる長野県でも土石流が発生して、犠牲者も出たということでした。すなわち森林がこういった豪雨に対して万全ではないということですが、それなりに整備が行われることによって、減災の可能性は多少でも高まつくるということは言えると思います。我々はこういった森林整備をどうやって地域ごとに進めいくかということがこれから的重要な課題として、認識しているわけですから、ガイドラインを作るとともに、今日の事例を踏まえて有意義な意見を是非出していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

中山課長補佐 委員長ありがとうございました。それでは、林野庁森林利用課長の箕輪から一言ご挨拶申し上げます。

箕輪課長 ただ今お話をあつたように、全国的に雨が多く降っております。この地域だから、また、いつのタイミングだからというのもなくなつて、こういう災害が、年がじ年中また毎年のように起きているという状況なのかなと思っています。そういう中でやはり森林の整備をしっかりと進めなければいけない。そしてそれは森林所有者が分かっていない地域においても、しっかりと取り組んでいかなければいけないというのが大きな課題だと思っています。この委員会でガイドライン等をとりまとめて、そういう動きをしっかりと支援していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

## 【1.当面の議題について（第3回からの継続審議）】

＜資料1 当面の議題、前回までのポイント、今回ご議論いただきたい事項＞

中山課長補佐 ご報告が連れましたが、これまでこの検討委員会を担当していた係長の室

## 目次

【開催挨拶】

【1.当面の議題について（第3回からの継続審議）】	2
＜資料1 当面の議題、前回までのポイント、今回ご議論いただきたい事項＞	2
＜資料1 各論②＞	2
＜資料1 各論⑤＞	4
【2.特例措置活用のケーススタディ】	12
【3.林野庁からの報告事項】	15
	28

木が8月から人事異動で交代になりますて、後任に安藤が付いておりますので、どうぞ引き継ぎ皆様よろしくお願いいたします。それでは、資料について進めたいと思います。本日お送りしている資料ですが、資料1はこれまでの議題をまとめている資料です。加えて、資料2はケーススタディということで、今回は糸魚川市さんにご登場いただきます。その後、最後に参考資料をいくつか付けております。今回の議題と関係することありますけれども、間伐をどう考えるかとか、そういうふたところを我々から話題提供させていただきまして、また次の議論につなげていきたいと思っているところでございます。それではまず資料1をご覧ください。

資料1の1ページ目でございます。これは前回、前々回と同じ資料として、この検討委員会をどう進めていくかというところのおさらいです。ポイントとしては、一番上にあります特別措置は、「所有者不明であるということを特別扱いするのではないか」という点点であります。その意味で中段の「バランスのよい判断の視点」を市町村の方に提供していくことなどで、最終的にはガイドラインとして各論を深めていくとともにQ&A集や具体的な事例紹介というのも考えていただきたいというところであります。

次に2ページ目をご覧ください。これも前回と変わっておりません。議題をどう進めていくかという点について、大きく特例措置の対象とする森林をどう捉えるかがということで、「対象とすべき森林」の判断材料という点を各論①～③で議論していこうということになります。そして、そういう森林でどういった経営管理をやっていこうかというのが、この「経営管理の方向性」の判断材料というところになります。これを各論③～⑤で議論して進めていこうというものです。

次に3ページ目をご覧ください。これは前々回の、昨年度でありますが、第3回検討委員会のポイントということで、前回の資料に付けておりますものと同じものでございます。特に各論①と③について、およそ整理が進んだ事項であります。説明は省略します。

次に4ページ目をご覧ください。これは前回の検討委員会のポイントといふことで、新しく整理した資料になります。大きく各論③と各論④についてまとめてあります。まず各論③、「所有者探索・同意取得の注意点」というところであります。特にこには、ケーススタディで議論していこうということで、前回鳥取県の若狭町さんと京都府の篠山市さんに事例をご提供いただいて、さまざまご意見をいただいた部分であります。登記名義人ですとか、相続人全員の同意を得る範囲ですね、皆から同意を得るということが原則であります、実質的な所有者であるとか、代表者の同意をもって、全員の同意を得たとする考え方は妥当ではないかという点です。

ただし、このような考え方方が許容される事業を示すこともやはりガイドインとして整理していくには意義があるというところでございまして、これについて、引き続きケーススタディを重ねてまいりまして、許容される条件や説明方法などを検討してはどうか、としており、議論を継続ということにしております。次でございます。登記名義人の所有者情報が不足している、例えば、地番情報もわからぬというときは、公的資料からの探索は困難だということで、探索を打ち切るということを考えてもよいのではないかというところであります。やみくもにやらないで、所有者不明森林ということで対応すればいいのではないかとのご意見がありました。次に各論④の関係で「合理的と言える経営管理の内容」について整理をしています。森林を健全に育成維持するために経営管理を行うということで、その森林に合った施業を選択するのであれば、利益を伴う間伐や伐採量の大きい間伐でも合理的と評価できるのではないかといふご意見がありました。また、条件不利地で主伐をして林種転換を図るということも現実的にはあるだろうということで、これを管理行為として実施するということも考えられないか、という論点もいただいており、新規の検討事項として取り上げております。最後に、間伐はその内容によって法律的に見ますと、保存行為なのか、管理行為なのか、いずれにも該当し得る行為と言えるというところもあるので、同意取得の範囲と関連付けて、論点整理を試みていきたいということで整理をしています。この関連として最後に、参考資料をお付けしているところでございます。以上、第4回検討委員会のポイントというところであります。

次に5ページ目をご覧ください。本日第5回検討委員会でご議論いただきたい事項ということで整理をしております。左側が「優先すべき」と書いておりますが、森林をどう選ぶかというところ、右が「合理的」と書いておりますが、経営管理の内容が合理的だと説明できるものかどうかというところで、関連して各論を①～⑤まで並べてあります。本日は、前回省略した各論②と各論⑤、市町村の立場、あるいは市民の考え方から、優先すべき森林や経営管理の内容の判断をどのようにしていくかというところについて議論を整理していきたいと考えています。

#### <資料1 各論②>

中山課長補佐

資料1の6ページ目、各論①をご覧ください。こちらは次回以降にご議論いただきたいと思っておりますが、残った課題として下の方に記載しておりますのがシーニングの話であります。参考となる事例を紹介しつつ、論点を整理していくということで、また次回以降にしたいと思いますので、今回は割愛をいたします。

次に7ページ目でございます。各論②の「対象とすべき森林」を市町村、市民の考え方からどう捉えるかといふところであります。この内容については、昨年度の最後の第3回検討委員会で、一度ご説明をしていました。これまで委員の皆様のご意見を踏まえますと、これは目的の一つとして林業振興ということが可能であるということが前提だらうといふところでございます。この場合にも森林管理の適正化を第一義的に説明できるといふことを前提にしつつ、この産業振興、あるいは地域振興への対応ということも行政運営全体の戦量として行い得るのだろう、あるいはその説明次第だらうといふようなところで記載をしております。もう一つ、黒字で書いております所有者不明森林自身における木材生産もあり得るのかといふ点です。ここもご意見をいただきたいと思います。林業振興を可能とする限りは木材生産もあり得ることですが、下の公益目的と比べて順位を下げるといふように整理をすべきかどうかというような点についてもご意見をいただきたいところであります。さらに右に行なっていただきますと共有者あるいは地域住民の視点ということで、例えば、明確な意思をもつ一部の共有着者がいることをもつて優先順位を上げるといふ判断は一つあるのだろうということ。また地域から手入れしてほしいという要望、これを受けていることを踏まえて、そこでの優先順位を上げるというような判断もできるのだろうということで整理をしております。最後に、市町村の方針という点です。市町村森林整備計画等に定める方針に従つて優先順位を検討するという前提において、その趣旨から逸脱しない限りは、その市町村の事務量、労力ですか、費用を検討事項に加えるということは可能であるとしたいということで整理しております。これまでの議論から、安直にやりたいところからやると、そういうことで、記載しております。ただ、事務効率を考えるというのはあるのだろうということで、市町村の方針というところを記載しておきます。以上、多岐にわたりますけれども、各論②については、対象すべき森林を市町村、市民の立場、考え方からどう対応していくかという点の各論ということで、ご意見をいただきたいと思います。

阿部委員

えないと言えるかどうか、という点も挙げております。この点もご議論いただきたいと思います。その右にござります、「産業振興」の観点でござります。これまで、委員の皆様のご意見を踏まえますと、これは目的の一つとして林業振興ということが可能であるということが前提だらうといふところでございます。この場合にも森林管理の適正化を第一義的に説明できるといふことを前提にしつつ、この産業振興、あるいは地域振興への対応ということも行政運営全体の戦量として行い得るのだろう、あるいはその説明次第だらうといふようなところで記載をしております。もう一つ、黒字で書いております所有者不明森林自身における木材生産もあり得るのかといふ点です。ここもご意見をいただきたいと思います。林業振興を可能とする限りは木材生産もあり得ることですが、下の公益目的と比べて順位を下げるといふように整理をすべきかどうかといふような点についてもご意見をいただきたいところであります。さらに右に行なっていただきますと共有者あるいは地域住民の視点ということで、例えば、明確な意思をもつ一部の共有着者がいることをもつて優先順位を上げるといふ判断は一つあるのだろうということ。また地域から手入れしてほしいという要望、これを受けていることを踏まえて、そこでの優先順位を上げるといふ判断もできるのだろうということで整理をしております。最後に、市町村の方針という点です。市町村森林整備計画等に定める方針に従つて優先順位を検討するという前提において、その趣旨から逸脱しない限りは、その市町村の事務量、労力ですか、費用を検討事項に加えるということは可能であるとしたいということで整理しております。これまでの議論から、安直にやりたいところからやると、そういうことで、記載しております。ただ、事務効率を考えるというのはあるのだろうということで、市町村の方針というところを記載しておきます。以上、多岐にわたりますけれども、各論②については、対象すべき森林を市町村、市民の立場、考え方からどう対応していくかという点の各論ということで、ご意見をいただきたいと思います。

日本大学の阿部です。災害の話ということで、私ずっとこういう話をしてきたから、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。今のところの一番左の局所的課題のところなのですが、最初に災害の規模といふ話がありました。こういう森林に関連した災害というのは、やはり崩壊、山崩れですね。山崩れにも表層崩壊と深層崩壊があります。それから地滑りとか土石流といふことがあります。この規模を考えると、この規模を考へると、確かに地滑りとかといふのは大規模な災害を引き起こすことになりますが、やはり一般的に皆さんご承知だと思いますけれど、表層崩壊は森林の崩壊で、災害が起ころるものもしないかどいうことは、難しい部分があると思っております。例えば、各論①でご議論いただきました森林の物的状況、これから優先順位を付つつ対応するということで、差し支

見ると、50 年生、60 年生とか、かなり壯齡な森林が増えています。今から 30 年、40 年前は、幼齡林がたくさんあつたわけで、そういう林だと表層崩壊が非常にたくさん起きました。1 回の雨で 1,000 か所とか 2,000 か所とか、すごく多くの表層崩壊が発生したわけですけれども、現在は森林が大きくなつて壮齡林が増えたので、そういう表層崩壊というのが非常に少なくなつていると思います。今回の雨でも崩壊は起こっていますけれども、昔と比べたら非常に少なくなつてあります。森林の効果というものが非常に顕著に表れていると考えてよいと思います。地滑りは地質的なものですからなかなか森林では対応できません。また、土石流は流域の上で崩壊が起こった場合に、崩壊した土砂が流動化して、溪流を流れ下るという現象ですから、崩壊が抑えられれば、土石流も当然少なくなります。森林に関わるのはやはり表層崩壊で、表層崩壊が発生するのはやはり幼齡林ということになります。幼齡な森林で、表層崩壊は非常に発生しやすいということです。森林を伐採した後から、10 年生、20 年生、ときには 30 年生くらいまで含めてよいのかなとは思いますが、そういう林で表層崩壊が起こりやすいということで、なるべくこの早い時期に 1 本 1 本の樹木を大きくしてあげて、壮齡な林に誘導してあげるということが一番重要だと思います。「規模に關わらず」という言葉があります。確かに規模は関係ないかもされませんが、特に森林を考える場合には、森林で表層崩壊を防ぐことができるとか、そのように言うことはなかなか難しいといつては考えに入れておいてもらつた方がよいと思います。次の被害の種類ですけれども、これは確かに優先順位というのは必要になつて来るかななど思いますが。特に、山の斜面のすぐ下に住宅があるとか、そういうところで当然災害が起こるところで、優先順位を上げて森林の整備を早く進めるというようなことが必ず必要かななど思います。追加事項のところですが、最初の文章にあるように、「災害が起ころるもの」を記載すべきかとありますが、森林との関連で言えば、先ほども話したように、幼齡林での表層崩壊ということが直接森林の管理、経営管理と関わってくるので、幼齡林がたくさんあるところでは非常に表層崩壊に対する注意というのが必要になると思います。壮齡林では表層崩壊の頻度は抑えられるので、幼齡林と比べてすごく低くなりますが、そういうことはあります、でも最近の雨の降り方は、今までにないような降り方があるので、表層崩壊が起きないとしても、深層崩壊が起きる可能性というのも非常に高くなつてきているわけで、常に、山地斜面ではそういう表層崩壊、深層崩壊が起こるという危機意識をもつていいといふと思います。

そういう崩壊が起ければ、当然、その溪流沿いに土石流になつて崩壊した土砂が流動しますので、土石流の危険もあるということだと思います。検討事項最後の文章で書かれども、物的状況から優先順位を付けつつ対応するということは思いますが、お話ししてきたように、やは

り幼齡林、あるいは間伐の実施が遅れているような林分を優先して、健全な林にもつていくことが必要なのかなと思います。以上です。

中山課長補佐  
ありがとうございます。森林で対応できる災害について、表層崩壊と深層崩壊、そこを切り分けて、さらには、森林整備による防止効果が高い表層崩壊を防ぐという観点で、幼齡林、壮齡林を分けで考えるというご視点でご意見いただきました。ありがとうございました。

阿部委員のおっしゃることはごもっともだなと聞いておりました。そういう場合には幼齡林の表層崩壊をどうやって食い止めるのかということになるのですが、現在我が国の森林では、幼齡林はかなりなくなつてきているという気がします。ただここで気を付けなければならないのは、確かに表層崩壊、深層崩壊、あるいは土石流等々を考えればその通りなのでしょうけれども、森林が壮齡林になったとしても手入れがなされないとすれば、土壌が流出する可能性のある森林があるわけですね。例えば、ヒノキの人工林などというのは、ほとんど手入れをしなければ林木は暗くなつて、下層植生もほとんどないと。そうすると土壌は流出して沢や川に流れなくて、そういうこともよくある。土壌生態系そのものが劣化してくるということもあるわけですから、ここではそういう点も含めて考えるのでどううなという気がいたします。また、土壌生態系の劣化が進むと、今度は水源涵養機能にも影響を及ぼしますので、いざれにしましても、幼齡林はもちろんそのうなのですが、壮齡林においても森林整備の意義というものは当然考えられるものですから、この「災害の規模」と言った場合と、「被害の種類」と言った場合と、ちょっと意味合いが変わつくるのがなという気がいたします。その辺を少し認識した上で使い分けをした方がよいのかなという気がしております。以上です。

植木委員長  
野村委員  
中山課長補佐  
植木委員長ありがとうございました。そこは我々も表現ぶりですとか考え方を整理していただきたいと思います。

野村委員  
中山課長補佐  
植木委員長ありがとうございました。そこは我々も表現ぶりですとか考え方を整理していただきたいと思います。

野村委員  
中山課長補佐  
植木委員長ありがとうございました。このようにして制度を利用する、費用をかけて何かをやつしていくというときに、マイナスを取り除くということが、分かりやすい目的としてはあると思います。災害というマイナスの事象が起らなければ、必要な費用をかけて手入れしていくということも当然有効だと思います。ただ、森林経営法の最終的な目的は何かというと、災害防止だけではなく、林业の振興、それによって事業者が維持されて、それを通じて結局日本の森林がよい状態に保たれる、そういうことだと思うのです。何が言いたいかというと、費用をかけて維持していくといふことです。何が好循環になる、林业がプラスを生み出す産業になり、お金を生み出します。

になつていくことが本当に望ましいことだと思います。危険な場所を守るためにこの制度を使うだけではなくて、この先が事業者の考え方でどちらも、例えば、何か付加価値の高い木材を産出しやすい条件がそろっている場所や、伐採・手入れがしやすい、コストがかからない場所があるのだけれど利用されないとか、この制度を使うことによって、よりよい林業、より収益が上がる林業が実現できる場所が特定できるのであれば、そういうプラスの生み出しありやすい場所に対して制度を活用していく発想もあってよいと思うのですね。これが産業振興等という方に入ると思うのです。普通にこの議論をしていくと、災害防止みたいな方に自然に話は及ぶと思うのですが、それと同時に何かプラスを生むための選定という可能性性というものを選択肢として示していって、実際そういうところがあるのかどうかといった、そういう発想で制度を利用できますよ、といふところを見せてあげるといふのがなと感じております。

中山課長補佐  
やはりがとうございます。産業振興のところも特にそういう所有者不明森林自身の木材生産もあり得るのかなというところで、前向きなよりプラスになるようなり方、経済の好循環という観点での活用もあるのだろうというところでございました。ありがとうございます。最後に書いておりますが、公益目的の順位付けみたいな話は局所的な部分をどう判断するとか、全体的な方針はどう捉えるか、ということでも変わることなどは思いますが、一つ重要な観点として、その木材生産という点での活用をより後押しするという側面も、このガイドラインの中に盛り込むといふのではないかといふところだと理解させていただきました。河合委員いかがでしょうか。特に市町村の方針の部分ですか、そういったところでござ意見をいただきただけるとありがたいなと思います。

やはり災害防止というようなことは、優先順位が高いところに来るということは当然かと思っております。他の市町村の方々のお話を聞いていますと、木材生産を目的に経営計画を立ててある周辺を意向調査して、将来的に森林組合や事業者に森林経営計画を立てて木材生産してもらうのだけいうような方針でやられているところもあるとお聞きしたこともあります。最後に市町村の方針と書いてありますけれども、市町村が災害を優先するのか、林業振興も進めたいたのか、そういったことを地域のハサや所有者の意向とかを聞きながら、ある程度市町村としての方針を明確にすることにあって、どこから手を付けるとかということの判断もしやすくなるのだろうなと思っております。郡上市は、災害を優先にして取り組んでいますが、今ウッドショックで木材価格も上がっておりますので、いろいろな森林関係の会議がありまして、森林づくり推進会議といつていろいろ意見をいただくところなのですが、その中では木材生産をするためにも、

環境保全林ばかりではなく、木材生産ができるところも含めて一体的に意向調査をやって、木材生産ができるところは森林組合や事業者に預けていくべきじゃないかという、そういう意見もいたいでいるところです。

河合委員  
ありがとうございます。河合委員、特に市町村の方針のところで書いております、市町村の事務量、あるいは費用、こういったところをやる一つの材料として考えるというところについては、現実的にはこういうことなのだろうなどは思つているのですけれども、郡上市においてはこの点についてどう思われますか。

中山課長補佐  
河合委員  
ありがとうございます。森林環境譲与税は来年増えますし、また、令和6年にはマックスになるのですけれども、郡上市は、全国的に見てもたくさんもらっている方なのですが、それでもやっぱり何から何までやろうと思うと全然足りないというような状況が、最近分かってきまして、優先順位を付けてどこからやるのかということを明確にしていくことが必要なと思っています。木材生産ができるところは、森林組合、事業者にお任せするというのが一番よいのかなとは思いますが、民間の事業者でとなどなかなか自分で事業地を確保するのが難しいということもございまして、そのようなところで所有者の意向調査みたいなところを手伝つてやるとか、そういうことも今後必要になつてくるのではないかとは思っています。郡上市のような面積の大きさとからはたくさん森林環境譲与税が付くわけですが、それなりに意向調査をやるものもそうですし、特に郡上市は境界がほとんど分からないというか、地籍調査がほぼ皆無に等しいので、意向調査をやつた後に境界の確認とか、測量とか、そういったものに相当費用がかかるのです。パワーもりりますし。そういったところで、地籍調査がほほできているようなところは、費用的にも大分かかるのだろうとは思いますが、費用面としてはやはり森林環境譲与税があつても十分ではないなという、そんな気はしております。

河合委員  
河合委員  
ありがとうございます。確かに特に市町村管理をどんどん進めていますけど、森林環境譲与税だけだと足りないという声はお聞きしております。まさにそこはその範囲内できることをやっていくというのが、一つ現実的な判断だと思っております。どうもありがとうございます。片山委員にもお聞きしたいのですけれども、この共有者、地域住民から手入れをしてほしいという要望を受ける、そここの優先順位を上げるということは、一つ現実的な手法として森林組合でも同じような状況かなと思つてるのですが、いかがでしょうか。

野村委員からプラスを生み出すようなところを優先的に、という話がありましたが、我々森林組合としてはそのように実施しようと市町村にお願い

して、どちらかというと森林整備をしています。それも、利用間伐や皆伐といった材を出せるようなどころで、ある程度所有者の同意が得られて、要望があるところを優先して実施します。しかし、モデル的にやり始めました。財源的にも限りがある中で、それなりの優先順位を付けていかなければなりません。特に、市町村は優先順位を公に理由付けしなくてはならないので、地元や森林組合の思い通りのところばかり実施するわけにはないかな気がしました。先日、災害が起きると想定されない場所で、大きな災害が起きました。今までこんなところで災害が起きないだろうなと思っていたところで大量の土砂が抜け、田んぼに流出し、降雨の度に流出しているという状況です。石川県の場合は、県の森林環境税で強度の間伐をやりつくしたので、あまり災害が起るようななどころはないなどという印象でしたから、どちらかというと、経営的に成り立つような場所を優先的に市町村にお願いして実施していたんですが、つい最近の災害が起きたことを受けてやはり優先的にやらなくてはいけないだろうと感じています。

特に、森林環境譲与税などの公の税金を使って整備をするということでは、災害が発生したらそこを優先的に、もしくは周囲に同じような状況の森林を優先的にやらざるを得ないのでないかと思います。今は、災害が起きた周囲の場所を次の場所にしなければならないのではないかと、市と検討しているかなければならないと思っています。

ありがとうございます。災害や産業振興の観点は、最後にはバランスよく記載していく必要があるのかなと思います。一方で片山委員がおっしゃったように、整備に使う財源である森林環境譲与税のことを考えいくと、災害防止の観点は一つ重要なポイントであると感じております。概ね、各論②に記載されております内容と大きくかけ離れたご意見はないと思っておりますので、いただいたご意見を溶け込ませながら整理をしていきたいなと思っています。品川委員、いかがでしょうか。

災害防止が目的の第一に掲げられるようになつたその議論の経緯というのは、私が委員会の初めの時点での森林経営管理法の目的として、自治体のいくつかが、災害防止目的ではないという認識を持つている自治体があるという発言をしまして、そのことがきっかけだったように思います。ガイドラインには、ガイドラインに記載がなければ自治体はこういう方向に自然に流れてしまいまがちだから、敢えて旗を振つてこっちの方にも注意を向けてもらわないと困るよね、という目的もあるかと思います。目を向けてもらうための出し方という点にも注意を払うということかと考えております。資料1の4ページ、第4回検討委員会のポイントの資料の各論③関連の「・」三つ目の最後のところですが、これだと典型的な裁定に持ち込めば割と簡単に裁定が下りるところですので、書き方としては、「探索を

打ち切つてよい」というのではなく、こういうところは積極的に裁定の申請をしましようなど、そういう書き方の方がよいという印象を持ちました。「労力や費用を検討事項に加えることは可能であるらしい」と書いてしまふと全部これを理由にして手間がかかることを市町村がしなくなってしまう。私の聞くところですと、こういう市町村も多いようです。書き方の問題だと思いますので最後に気をつけて調整していただけたよといいました。

#### <資料1 各論⑤>

中山課長補佐 ありがとうございます。それでは、各論③につきましては、このあとケーススタディで議論していただきたいと思います。

次は9ページ目の各論④ですが、こちらは次回以降に議論していくたいとも思っております。議論は出そろつておりますが追加検討ということで、林種転換の話など議論していただらよいと思っております。

次は10ページ目の各論⑤です。どういった経営管理の方向性の判断材料を市町村、市民の考え方からやつしていくかということで、各論②から被るところがありますが改めて各論⑤で議論させていただきたいと思います。まず、市町村が取り組みやすいところから進めるという考え方をどこまで許容できるかという点、また、住民や事業者の意見を見聞きニーズに応えるとした場合、どこまで対応をしていくか。市町村がコストや費用対効果を意識することになるが、どこまで負担してもやるべきかということで、先ほどの品川委員からの意見がありますけれどごくうつたところで各論⑤は提示をしております。まず、市町村の考えが大きくなっています。資料の一一番左と一番右に記載しております。まずは、市町村の考え方、取り組みやすさといった観点での論点はどうかといふことで、以下の①～④に該当するなら積極的に対応したらどうかということを提示しております。まずは、①確知されている所有者が多く、不明な所有者がない。②探索や合意形成において、確知されている所有者の協力が仰げる。③対応を望む共有者が多い。④意向調査を実施している地域であるなど、市町村が事務で関与している。こういったことに該当する場合は、積極的に対応したらどうかということがあります。逆に①～④に該当しない場合など、事務的負担が比較的大きいと考えられるものは対応を見送ることとするのは不合理かどうか、といった観点あります。次は一番右の市町村の考え方、費用対効果といった点で、一般的な森林の健全性が確保できることを前提に、以下の費用対効果について考慮することは妥当か

どうかということです。コストを低く抑えるため、切捨間伐や列状間伐を選択する。市町村のコスト負担を抑える、林業経営者が対応できるよう、経済性を追求した内容とする。取り組むべきと認識しつつも、コストが嵩むため取り組まないとする、という点です。そういう市町村の考え方と合わせて、住民のニーズ、事業者のニーズがあるうとすることで整理をしたものが真ん中にある。住民のニーズとして、住民から安全・安心な生活を確保してほしいとのニーズがあり、市町村が必要性を理解できるものは積極的に対応する。また、住民から快適な生活環境を提供してほしいとのニーズがあり、市町村が必要性を理解できるものも対応すればよいのではないか。住民からニーズはあるものの、主観的なニーズであると感じられ、市町村が客観的に必要性を理解できないものは見送る。次に事業者のニーズということで、事業者のニーズに基づくが、不明所有者にも明確なメリットがあるもの、所有者不明森林の資産価値が向上するものなどは積極的に対応してよいのではないか。不明所有者がメリットを回避できるもの、資産価値こそ上がらないが、隣地に迷惑をかけずにすむ等も対応すればよいのではないか、また不明所有者のメリットが薄く、事業者が一方的なニーズによるものは、対応を見送る、といった考え方があるだろうと思っています。最終的には市町村の考え方と、住民のニーズ、事業者のニーズを組み合わせながら判断をしてくということになると思います。こういった市町村の考えが許容されるか、合理的か不合理かといった部分、また、住民のニーズ、事業者のニーズへの対応としてこういった考え方が妥当かどうか。といった点で委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。

植木委員長 語句の確認ですが、市町村の考え方、費用対効果の「ii. 市町村のコスト負担を抑え、林業経営者が対応できるよう」とありますが、「林業経営者」というのは何を指しているのでしょうか。

中山課長補佐 これは、施業を行う事業体のことと指しております。

事業体ですね。分かりました。ありがとうございます。

中山課長補佐 コスト負担、費用対効果のところですが、先ほどコメントに書かれておりますように「取り組むべきと認識しつつも、コストが嵩むため取り組まないとする」という点は、先ほどどの品川委員からの御指摘を踏まえれば表現の工夫が必要かと思います。ただ、現実的にはお金がないとできないといった点がありますので、こういった観点があるだろうということで記載しています。

各論⑤にある内容について、これはこれで素晴らしい内容だと思っておりますが、何を一番最初に考えるのかということだと思います。そういう点からすると、住民のニーズなどがあつてそれに沿えるように、

ます。要するに組み合わせ次第で、きちんと説明ができるということが重要であるわけです。林野庁であればこいつた細かい要素を比較検量され、バランスのよい結論が出て合理的な理由付けをしながら導かれていくますが、市町村になった場合にどうかというと、やはり簡単な結論に流れ、簡単に判断したい、悪い言い方をすれば安易に流れます。何とか自分たちに簡単に判断させてくれといふながで、いろいろな要素を考慮して丁寧に判断してください、一つ二つの段階を踏んで、合理的な判断過程を経ているのであれば、それはそんなにまずいことではないのですよ、とそこを説得するわけです。一つひとつ森林經營計画、権利に対応して、なぜこう判断したのかを、不明所有者の被る不利益と、デメリット、例えば山地災害や林業生産、それぞれの間でどういうふうにバランスをとつて陰を描いていたのかどうかと説明できるようにしてくださいねと、そこは説得する必要があります。おそらく市町村は、レジュメの表も3点とか5点くらいにして簡単に書いてと違うかもしませんが、そこどころで粘り強く説得していくことが必要だと思いました。

中山課長補佐 ありがとうございます。なかなか難しいところで、あまりにも難しい内容になると、逆に活用も進まないといふなかで、一方でしっかりと説明ができれば迷いなく使つていただければよいのだ、というようなメッセージをどう伝えるかといった点は、私も各論をご説明していく思ったところです。

河合委員、住民のニーズや事業者のニーズも踏まえてこういった内容はどうかといふところをご意見いただきたいと思うのですが。

河合委員 そうですね。品川委員がおっしゃっているように、やはり市町村の職員はやりやすい方へと流れてしまうことが多いかなと思います。今、おっしゃったように、いろいろな条件を加味しながらやつていくべきだらうと思いました。市町村が考へていることで取り組みやすさですか、費用対効果と所有者が説明しているかどうか、費用的にどうかということがあります。が、そういうしたものを見ながら、間にある住民のニーズ、事業者のニーズ、生活の安全や安心それから事業者の方も利益が上がるとかそれによつて所有者に還元されるわけですから。そういうものを計りながらやつていくべきなのかなと思いました。所有者が不明白なところはたくさんあるのですが、それで取り組まないでもし土砂災害が起つて、その地域に住んでいる方々に被害があるということがあつてはいけない。全くゼロにはできないところですが、できるだけ災害が起ることで記載しが市町村として大事なことだとだと思います。費用面とかを考えながらにはなると思いますが、何を一番最初に考えるのかということだと思います。そういう点からすると、住民のニーズなどがあつてそれに沿えるように、

所有者不明であれば調べるとか、分からなければ特例措置も検討してみる、費用面からしてもどういった方法なら一番効率的にできるのかといったこともそこで考えていくべきなのかと思ったところです。

中山課長補佐

ありがとうございます。なかなか取り組みにくくても、住民のニーズですか、災害防止ですかそいつた部分を考えれば、やるべき必要があるところはやるべきある、何を一番に考えるか、ということでご意見いただきました。やはり画一的には決められないということで、各地域に判断していただくことになりますけれども。この部分は各論②と重複する論点はありますので、混同しないように整理をしていきたいと改めて思っています。

## 【2.特例措置活用のケーススタディ】

中山課長補佐

それでは、各論③の関係ということでケーススタディに移っていきたいと思います。まずは資料2をご覧ください。概略をご説明させていただきまして、糸魚川市さんあるいは、新潟県より補足説明のあと、委員の皆様よりご意見をいただきたいと思います。

資料2の1ページ目でございます。糸魚川市の概要ということで、糸魚川市には、約6万4,000haの森林があり私有林・人工林は約9,000haあるが、人工林率が2割という状況です。全国ベースですと4割ですので全国ベースよりは低いことが特徴です。糸魚川市が森林經營管理制度を優先的に取り組む地区を選定するにあたって、地区への聞き取りを行ったことが特徴的だと思います。モデル地区となつた大野地区においては地区住民の反応がよかつたということで選定されているということです。

次2ページ目であります。大野地区における取組状況です。令和元年度に意向調査を実施した後、現地調査や所有者探索を行い、令和3年6月に經營管理権集積計画を策定済みでございます。下の写真を見ていたら、水色つい、黄色つい、赤ついの3種類の部分で、集積計画が策定されています。策定にあたつては、完所無しなど、所有者の所在が不明であった森林については、市内部で戸籍謄本や住民票を確認するほか、他の市町村にも公用請求し、所在を把握されといつたということです。しかし、1筆1名分の森林、写真ですとオレンジの匂い部分については、所有者の所在を把握できず、経営管理権集積計画の策定を断念されているという状況です。

次3ページ目をご覧ください。所有者不明森林への対応状況ということで、所有者の所在が判明しなかつた森林は、明治21年に所有権保存が行われたA氏の単独所有という状況でした。A氏の登記簿上の住所が、旧大野村で

止まつており、字名や地番が不明であったということあります。他方、林地台帳においては、過去の林務部局で把握した情報が載つていたといふことで、それによると所有者はB氏でした。A氏と同姓であるが、相続人かは不明という状況で、記載があつたものの、地番の記載が欠落している状況です。そこで、税務部局に固定資産税の納税義務者を照会し、B氏の所在地と思われるところを把握したけれども、宛所無しで返送がきたということです。住民票の取得を試みましたが、住民票の除票の保存期間が過ぎていたためか、取得できなかつた。戸籍やその附票も同様の状況であります。

次は4ページ目です。市が行いたい経営管理の内容ということで、先ほど写真を見ていたら、大きい水色のエリアがあるのですが、そこに開まれた1筆地が不明ということです。水色の部分はスキ等の切替間伐を行ひ、手入れ不足の状態を解消するということです。周囲の大半の森林で手入れができるので、所有者不明森林の手入れを行わないことで悪影響はすべに生じるものではありませんが、一体的に手入れをすることが望ましいということです。そこだけ除外して整備することも苦労するという状況です。

5ページ目から「検討委員会でご議論いただきたい事項」でございます。今回糸魚川市の事例で論点を大きく3つ整理させていただいております。まず、一つ目、ご議論いただきたい事項としまして、今回のケースは、登記名義人Aの所在を把握する方法がなく、林務部局や税務部局が保有していた所有者と思われるB氏の所在もつかむことができなかつた。当然に、BからAを辿ることも困難であり、AとBの関係性も不明。そのため、A及びその相続人を確知できなかつたため、所有者不明の特例措置を活用でさえたと思うがよろしいかという点です。2点目としまして、当該所有者不明森林は、わずか29.9m<sup>2</sup>であり、周囲での手入れが実現されるので、そのまま手入れを行わなくとも、差し当たりの支障はないとも考えられるが、一體的な管理の必要性から積極的に対応していくという考え方方はあつてよいのかという点です。3点目です。仮に必要性に乏しいという判断があつた場合において、例えば、今回の森林が松林であり、松枯れの被害が生じ、または被害の温床となる可能性がある場合は、積極的に対応を進めようと考え方をしたいが、どのように考えるかという点です。最後4点目になります。今回のように所有者の全員が不明な場合において、県の裁定手続が必要となってまいります。林野庁の運用通知については下に記載しているような内容になつております。市町村が新潟県に申請するにあたり、用意すべき資料にどのようなものがあるとよいか、また、新潟県が裁定するにあたり、判断基準として留意すべき点は何か、といった点についてご意見をいただきたいなと思います。ここまでところで糸魚川市さんから補足

的にお話をいただければと思います。

糸魚川市渡辺主事 糸魚川市の渡辺と申します。今回、ケーススタディで所有者不明森林ということで取り上げたのですが、今後、代替わりや相続しないなど所有者不明森林が増えることを懸念して課題を挙げさせていただきました。

中山課長補佐 ありがとうございます。それでは糸魚川市の取組の内容とご議論いただきたい事項についてコメントをいただければと思います。

品川委員 検討委員会でご議論いただきたい事項といふことで上から順に申し上げたいと思います。一番上、「今回のケースでは特例措置を活用できたと思うがよろしいか」というご質問に対しては、特例措置を活用できるケースだと思います。是非、活用していただきたいと思います。2番目に行く前に、「新潟県が裁定するにあたり」ということで、新潟県では裁定はどのよう形でやる予定でしょうか。裁定委員会を設置して、弁護士等を入れる予定でしょうか、また内部で部署を設けて裁定を実施するという県もあると聞いておりますが、新潟県はどうなのでしょうか。

新潟県永井副参事 新潟県農林水産部永井と申します。昨年度より糸魚川市からこういったケースがあるといったお話をいただいてはいたものの、過去にも全く対応したことがないため、県としてもどのように対応してよいか何も決まっていません。法律には裁定するとあるのでが、具体的な運用の方法も不明で、国に聞いたり、他県に似たような事例があるか情報収集をしたりしている段階で、品川委員がおっしゃったような取組が全くないものですから、この場をお借りして逆に参考にお問い合わせください状況です。

品川委員 それでしたら、仮にですが、裁定委員会を設置してその中に弁護士、司法書士、土地家屋調査士など、森林のことに関する法律や地図には専門であるという人が入っているものと想定してお話ししさせていただきたいと思います。2番目の「一體的な管理の必要性から積極的に対応していく」という考え方があつてよいか」という事項について、この考え方はある程度私は思います。裁定委員会では「必要性は何ですか、具体的に言つてください。」といった質問が出るかと思います。そうすると、境界を明示しなければならないのが手間だなと思ったとか、伐採木が倒れこんだりしないよう注意しなければならないから手間だなと思ったとか、そういうお答えをされるかと思います。それをどういうふうに受け止めてくださるか。最終的には認めていただけるとは思いますが、言葉の通り方に注意が必要になつくるかと思います。そういう前提で積極的に対応していただいてよろしいかと思います。必要性に疑問が呈された場合、例えば松枯れ被害が生じ、温床になる場合があるというなら必要性がある場合だと思います

が、そこで裁定委員に入っている弁護士等は松枯れ被害って何?ということがあります。ですので、そこで十分な資料を付けて説得していくということになります。あるいは程度の資料をきちんと付ければ納得してOKを出してもらえるはずですので、そのようにしていただけたらと思います。一方、新潟県が内部で裁定するにあたっては、留意すべき点は所有者探索をきちんとやったかということで、市町村は堅く考えがちなどころがあるのです。万が一きちんと相続人探索や所有者探索を言つてみれば裁判手続きでやるようなきちんと相続手続きを知らないで安易に進めてしまった場合、野村委員のご意見が伺いたいですけれども、揉めた場合は完全に負けてしまう。取り消すべき行政行為ではなく、無効の瑕疵があるのかなと思うのです。私はそこを強く懸念しますので、そのところはしっかりと、資料を要求して裁定手続に入つてからも追加資料を要求して審査していくことが必要と思いました。

中山課長補佐 どうもありがとうございます。野村委員コメントお願いします。

品川委員 そうですね。本件は特例措置を活用できる事案だと思います。品川先生がおっしゃったこと 자체はその通りで、この裁定の中身というものは、私の認識では、基本的には、権利関係を前提に裁定するというものだと思いますので、そういう意味では正しく手続きに従つてやつているのか、条件を満たしているのかというところをご判断いただくのかなと思います。本件は、所有者不明・確知できないというところを審査する、その適用条件が満たされているかの審査を都道府県でしていただくことと思います。本件の事案というのは、相続人の調査ができないというより、最初の一人、権利者となつている人自体が分からぬといふ事案なので、比較的判断はしやすい事案だと思います。ですが、林地帳や税情情報を見たけれど、これに該当する人がいない、ですか、そもそもここに書いてある地名自身、存在しない地名が書いてあるとか、そういう点を資料等で示されていれば、判断可能な事案なのかと思ひます。過去にはこれをどこまで調査するのかという問題があつて、「では現地に行って聞き込みをして、その結果に基づいてやるのか」みたいな議論もあるわけですが、一応、立法時の議論では、フィールドワークをして所有者や相続人を探索するのをマストとするのではなく、公的な資料、客観的に入手可能な資料というものを調査して、そこで足りりるとするのが大きな方向性です。ここで資料が「まだ不十分だ、まだ不十分だ」という形で安易に「地元の人からの報告書を出してください」というような方向に走らないことが求められるのかなと私は感じております。

中山課長補佐 ありがとうございます。公的資料で確認できる範囲で手続を踏んでやつたかどうかというところが一つ重要なところだというご意見ありがとうございます。

います。そうしますと今回の事案の場合は、比較的、委員お二人からいただきましたご意見では、比較的判断がつきやすいような事例として現実的にはいけるのではないかというご意見をいただきました。どうもありがとうございました。永井副参事いかがでしょうか。

そうですね。いろいろ資料を見た上で、今までどちらかといふと、森林整備の必要性がきちんと捉えられているのかとか、経営管理権の必要性とかいう方が重點になるのかなどと、森林法など似たような制度を見ながら思っていました。そういう部分がマストなのだと今分かりまして、想像以上に県にも責任が発生するのかと思ったところです。非常に参考になりました。ありがとうございます。

ありがとうございます。ある種、経営管理をやるか、その必要性について市町村で判断をしていただいた上で、県で法律に則った手続きが行われたかをより見るというようなところかなということを委員にご意見いただきました。そこが一つポイントであるといったご意見をいただきました。ありがとうございました。糸魚川市さんいかがでしょうか。

公的な資料とかをそろえてみると、裁定、特例措置が活用できると聞いたのですけれど、個人的には、特例措置を使うというのが、ちょっとハードルが高いと感じているところがあります。そこ辺りを考えていかなければと思つてているところです。

ありがとうございます。そのハーダルの部分を、この検討委員会の議論の成果として、下げるというか、参考となる部分を出していくたいと思っております。どうもありがとうございます。

次の6ページ目に進めさせていただければと思います。今回の大野地区で、相続財産法人となつた森林があつたということで、これについて、相続財産管理人が選任され、その後、新たな所有権の帰属先が決まつたという事案があり、最終的には新しい所有者と合意形成を図つて経営管理権集積計画を定めるに至つた、ということです。他方で、今回の糸魚川市のようには、相続財産管理人が選任されているところは稀なのがなところです。相続放棄された森林や相続人のいなし森林が相続財産法人として、一向に清算に向かわないので、いわゆる畠に浮いた状態で手入れ不足になつてゐるケースも多々あるのではないかと考えております。現行民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、経営管理権を市町村に設定するという新たな権利関係を構築することは想定されておりません。そのため、相続財産の保存を目的とした管理制度もいないのかななどいうことで、その相続財産の保存を目的とした管理制度

もないと考えられますけれど、市町村が相続財産法人たる森林の手入れを行いたい場合は、どのような対応があり得るのかという聞いてございます。また関連して、令和3年4月28日に公布された改正民法において、保存型の統一的な財産管理制度が始まるということになっております。この管理制度の下で、経営管理権を設定し、市町村が管理をしていく、というような運用があり得るか、というようなところで、論点を提示させていただきました。この関係で品川委員何かコメントいただけませんでしょうか。

上から三つの「現行民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、経営管理権を市町村に設定する这样一个の新たな権利関係を構築することは想定されておらず、相続財産の保存を目的とした管理制度もない」と考へる」ところなのですが、個人的な見解としては、940条による相続放棄をした者による管理の継続は、「自己の財産におけるのと同一の注意義務をもつて管理せよ」なので、経営管理権の設定自体は可能ではないかと解釈しております。その設定するという権利関係の構築に意識を持つていくのではなく、そこで何をやるのかという場合に、それが相続財産の保存、維持、あるいは多少なりともいい状態にもっていく、変更に至らない、よい状態にもっていくということであれば、それは保存行為ですので、保存行為として経営管理権を設定するということであれば、十分、940条で可能かなど考えております。ただそこで、不安だからやはり財産管理権を使つていいかという考え方もあります。財産管理人に任せつてもらうのであれば、一層安心といふことにはなるかと思います。相続財産管理人には、民法改正で、新しく「相続財産清算人」という言葉になるようですが、その下で経営管理権を設定し、市町村が管理していくという運用は十分あり得ると思います。経営管理権を設定することについて、市町村が利害関係人となり得るかについては、私はでき得ると思います。これについて確定的なことを言い切つていろいろ資料というのがなかなかないかと思いますが、私はそのように解釈しております。

中山課長補佐  
品川委員  
品川委員

中山課長補佐  
品川委員  
品川委員

新潟県永井副参事  
品川委員

考えなければならない点としてはあるのだろうなど。

「保存」という言葉にとらわれるのでなくて、「自己の財産におけるのと同一の」ことをやると。「善良な管理者の注意義務」という概念がありますが、「自己の財産におけるのと同一の注意義務」という概念はその対概念になります。「善管注意義務」より、「自己の財産におけるのと同一の注意義務」の方がラフな判断なのです。ざっくりしているのです。そのように理解していただいて大丈夫です。

中山謙長補佐 ではある程度、判断の幅があると。

品川委員 あります。

中山謙長補佐

ありがとうございます。そうなると、相続が発生された森林については、相続放棄をした者の同意があれば一つ道としてはあるかなということでしょうか。

品川委員 はい。私としてはそう考えます。

中山謙長補佐

ありがとうございます。この財産管理制度を使うにしても、市町村がその必要において、経営管理権を設定するということですので、利害関係人として財産管理人の選任を申請してもつていけるというような理解といふとでしようか。

品川委員 はい。そのように考えます。

中山謙長補佐

ありがとうございます。品川委員にはばかり話をふって下さいませんでした。もし何かご質問ですかとも含めて何かあればと存りますけれどもどなたか、ありましたらお願ひします。ございませんようでしたら、次の7ページ「ご議論いただきたい事項③」に進んでいただきたいと思います。

品川委員

でしたら私が準備したレジュメで説明させていただきます。(品川委員提供 資料説明提示)これは何のレジュメかと申しますと、私がいろいろな県をまわって、市町村研修の講師として財産管理制度の説明をする際に使っているレジュメです。まずは、土地改良事業の換地処分において、相続財産管理人を活用した事例です。土地改良事業で不整形の土地を整備してきれいな形にするというのが、土地改良区がやっていることなのですが、まず、不整形の土地である「田A」というところが所有者不明の土地です。結果どうしたかというと、Aの特分をなくして全部Bが引き受けけるという形にした。これはおそらく、申立人は、土地改良区だと存ります。他にいなか、ろうと思います。土地改良区というのは一つの公的団体ですよね。土地改良区が利害関係人として申立てをして、相続財産管理人が付いて、Aの所

有権をゼロにして全部Bに渡した。Bに渡す時に清算金をもらえますから、その清算金をもらって、相続財産管理人に通常弁護士がついているので、その報酬に充てるという形をとったものだと私は認識しております。次のページをお願いします。

土地改良事業における財産管理制度の活用事例ですが、これは申立人が土地改良区理事長になっています。それから、区画整理したいという目的は、充分利害関係の要件を満たすものと思います。ただこれを弁護士に相談すると、弁護士は自分の経験からものを使いますので、「モノを処分したくて、ただほしいとか、知らないとかそんな理由で利害関係になれない」と言う弁護士もいます。そのことはあとでまた説明しますが、とにかく、公益目的である、これ以外に方法はないのか、ということであればやつてみてみると、これが重要な点だと思います。却下されたところで大したことではないのです。3枚目お願いします。

「所有者の所在の把握が難しい土地に関するガイドライン+事例集」が発売されていますが、これには、自治体が利害関係人として申立てを行っている事例がたくさん掲載されております。ということで、自治体が申立人になることは十分可能です。事实上、申立人の希望する事務だけを行うための財産管理人を選任することを、スポット運用というのですけれど、これが今、非常に必要な制度と言われています。今回の民法改正で、もう少し明確に制度化されるかと思いついたが、そこまでは至らなかったのですが、裁判所の運用の方向としては、スポット運用を認める方向に行っていると私は考えております。ですから市町村に果敢にチャレンジしていただきたいと思います。次のレジュメお願いします。

申立てをするときに、帰来可能性の低い不在者の財産管理という制度趣旨を、「公益」だということを強調することが重要です。資料を少し読んでいきます。「不在者財産管理人、相続財産管理人は不在者の法定代理人の地位にあります。不在者の利益保護のために、不在者の財産を「管理」することを義務としながら、間接的に利害関係人の利益も保護することになります。不在者の利益保護を第一義とするとは言え、不在者の帰来可能性が著しく低い場合にまで、不在者が帰來した場合の利益保護を最優先に考えるというのが仕事ではありません。なぜなら、不在者財産管理制度は、不在者と利害関係人との円滑な法律関係の形成を阻害する不都合を除去する、ということも、その目的にしているからです。」不在者の帰来可能性が低い場合には、不在者がいたならどのように財産管理をすることを希望したかを念頭に、不在者財産管理人の職務終了までにかかる費用や、通常の利活用方法、不在者が死亡した場合の指定相続人の希望など

も考慮にいれて、事務が処理されしていくはずであります。この考え方から先ほどのように、「どうせ不明で帰つてこないのだから、この農地は近所に住んでちゃんと農業をやつて田畠を耕してくれるBさんにあげてしまふのがよいだろう」と、相続財産管理人も裁判所もそのように考えたから、先ほど紹介した事例のような処理がされたということだろうと認識しております。次のレジュメです。

「清算人選任申立書」の例からご説明します。これは利害関係人の提え方なのですが、どういう事案かと言いますと、これは自治体が申し立てたのではなく、申立人は「自治会」です。法的な廃産処理を経た会社の名義の土地が、処分されずに残つております。その土地は今現在、当該自治会の団地内道路として使われています。当該自治会は、その土地を取得して市に寄付して、公道として管理してもらいたいと。そのためには、「清算人選任」とあります。つまり、ここを相続財産管理人、不在者財産管理人と考えてくださいと。要するに破産した会社、不在者の土地、相続放棄された被相続人の土地をもらひ受け、市に寄付したい、そのため財産管理制度を使えるかと。私は依頼を受けたわけです。当初、私は、破産管財人になつた弁護士に清算人をお願いしようと思いましたが、ご承諾いただけませんでした。「そんな申立が、認められるはずもない」と相手にもされなかつたのです。私は困つて、当時のボス弁に相談したところ、「とにかくやってらん、悩んでないでやってござん、僕が清算人になつてあげるからやってござん」と言わされて、とにかくやってみることにしました。裁判所はあつさり認めてくれました。いかに公益上大事かということを強調したわけです。当該自治会の私利私欲でやっているわけではない、これは公益であると。そうなると裁判所としてもなかなかこれを却下しづらい。やはりここを強調することが効くだろうと私は思いました。ですからそのように申立書を作つて、大體の場合、これで通るのではないかと思つております。利害関係人をどのように捉えるかは意外と柔軟です。かつ弁護士によつて違うことを言う場面が意外とあります。それでもやつてみる価値があります。その時には、公益を充分に強調するということが重要だと私は思いました。こんな感じで研修をやらせていただきております。以上です。

品川委員どうもありがとうございます。ご経験をもとに非常に分かりやすいご解説をいただきありがとうございました。まず一步踏み出すというところの申立て、公益性というところですね。大変勉強になりました。そういうところで、財産管理人のしくみの活用という点においてここも一つのケーススタディの成果というところで整理をしていきたいと、改めて思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、7ページ目「ご議論いただきたい事項③」に進みたいと思います。今回、境界の確定といふところで、少し論点を追加しております。境界の確定については、所有権の帰属の範囲を決めるというところで、「処分行為」と解されるのかなというところで、境界の接する相手方の一部又は全節が不明である場合は、どのように対応すべきかという論点あります。厳密な対応を考えた場合、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立て、代理人との間で境界の確定を行うことが考えられます。例えば、地籍調査が完了している等によって筆界が明らかであるとか、筆界は明らかではないが、客観的資料と樹種・林相から境界を明らかにできる場合、あるいは、筆界が明らかでないが、明らかでない範囲から一歩控えて安全をみて、権利設定の線を引いてみるというような場合については相手方の同意不要として管理人の選任をすることなく、経営管理権の設定を行ふことを考えてもよいと思われるが、どのように考えるかというところで提示をしております。なかなか、このような考え方方が許容されない場合、経営管理権の設定が、裁判所手續を伴う境界確定に律速されてしまうというところも一つ懸念されるのがなというところであります。ですから、この境界の確定を周囲一帯としてやるというところで、内在的な問題として処理をして、経営管理権を設定すると、エリアとしてカバーするという考え方のものとで特例措置を活用していくという方法もあってよいのではないかと。ただこれをやる場合にも、費用を所有者に負担させない、あるいは利益を所有者に還元しない、発生させないということで、一つ前提としてあるのかと捉えています。今回、糸魚川市のように、所有者不明の土地が真ん中にばつんとあるようなところ、そこは地域一体としてカバーをするという範囲でやられているわけですかれども、そうではない場合もあるのかなどということで、境界の確定と所有者不明の問題を論点としてご提示させていただきました。一つ先ほどの品川委員にご紹介いただいた財産管理人の選任があるわけなのでけれど、そうではない場合の一つの考え方として、こういった論点はどうかなという提示であります。いかがでしょうか、品川委員、少しコメントいただけませんでしょうか。

品川委員はい。林野庁のQ&A集のなかで、経営管理権を設定するのに、外枠として経営管理権を設定してしまってよろしいのではないかと、そういうことがあつたかと思います。それは、所有者全員のラインアップがそろつていて、そういうことでいいよ、という合意が全員でどれている場合、おそらくそれでよろしいと思います。この外枠は、確定しているという前提でよろしいのか、どうか分かりませんけれど、その一部が不明であるという場合、ちよつとなかなか難しい問題があるかななと思います。①「地籍調査が完了している等により筆界が明らかである場合」に関しては、後は、現地で実

際の境界を決める作業が残っているということです。

そうです。

それを管理の範疇だと言えればよいと思うのです。裁定手続でやってしまってよいと思います。しかし、現実の難しさというのがありますて、例えば土地登記簿、あるいは林地台帳で、この範囲で経営管理権の設定をしたいということで、それを全部足して、1万haだと。登記簿上全部足すと1万haだと。それを上からG I Sで測量した場合に、1万haでは全然ないと。9,000haですらないと。下手をすると5,000haですらないとか、そういうことってあるわけですね。そなると、とても管理の範囲で吸まらなくなってしまう。ある意味、もう少し現場に深入りして、先ほどの土地改良区の事案のように、相続財産管理人なり、管理人を選任してもらって、その人に所有権を放棄してもらうというのも、選択肢に入れてよいと思います。逆に、G I Sで上から測っても、9,000haでしたとか、多少、それぞれ譲歩すれば、境界が定まるのであれば、裁定で進めてよいのか、などと思いました。要するにどこまで無理をするかということですので、具体的な面積問題だとと思うのです。境界不明の程度や質の問題ですので、やはり個々のケースごとにご相談いただかないとなかなか難しいと思いました。(2)(3)も同じで境界が明らかでないが、客観的資料と樹種、林相から境界が明らかにできる場合は、林地台帳とか、現場の人たちの大体の隣接所者の意見が一致しているとか、大体齟齬がないといいう場合、裁定でもよいただろとうと思います。明らかでない場合から一步控えて権利設定を行う場合、これなどは想定されるのは、面積全部足した1万haの場合と、G I S測量結果が9,500haの場合、この差の500haをどう譲つてもらうかといいう問題が残っている場合に、一步控えて権利設定を行うとか、そういうのであれば、これは本当に抽象論であるので、私が今、言うのは危ないのでけれど、これはいけそうな感じはしなくはない。抽象論なのでファイナルアンサーではないのでよろしくお願いします。2番目までの議論事項については、そのような感想をもちました。

中山課長補佐

品川委員

いうことがあります。売却するという話とは少し違い、その土地上の経営管理をどうするかという話なので、言わば、その土地上のことまでの範囲の樹木に対して管理を施すかといいう話で、厳密な境界が必ずしも必要な訳ではないように思います。もつと言えば、どのレベルで距離がなければ、境界確定がマストといいう前提からスタートしなくともよいかと思います。つまり、厳密な線は引けないけれども、例えば、この1mの範囲に取まるし、そこに木がないらしいやないか、というようなことがあり得る世界ではないかといいう話です。また、境界といつても、境界の向こう側と同じような森林同士を地続きで経営管理する計画の場合には、そもそも厳密な境界の設定は不要ということになり得るのではないかと思います。他方、「この先の木を伐ってしまった時に隣の所有者と紛争になるかもしない」という問題が起こり得る場所では慎重にやらなければいけないということになるかと思います。やはりここは一般論としてあまり書きすぎてしまうと過剰な対応を求めてしまう可能性があるので、少し「余白」を残しておきたい、という印象を受ける話題です。非常に難しい問題ではあると思いますので、境界の問題をクローズアップしきびで動きが止まってしまうないようにメッセージを出すことが非常に大事で、そこは気をつかうところかと思いました。以上です。

中山課長補佐

確かに委員がおっしゃる通りだと思ったところでござります。ありがとうございます。取り組み内容や状況によって、境界をどのレベルまで求めるかという点についてご指摘の通りかと思います。その点については今後、表現に気を付けていただきたいと思います。どうもありがとうございました。糸魚川市さんの事例から派生して3つの検討事項ということで議論を進めさせていただきました。ここまで、糸魚川市さんあるいは新潟県の方から何かあればお願ひします。いかがでしょうか。

野村委員

その前に1点よろしいでどうしようか。先ほど、「検討いただきたい事項」ところで少しミスリーディングな発言をしていたと思いまして、新潟県さんに対して少し補足したいと思います。都道府県の裁定の内容のところですが、手続きや権利関係の部分のみならず、ルール上、「現に経営管理が行われておらず、かつ、この所有者不明森林の自然的、経済的、社会的諸条件等を勘査して、市町村に集積することが必要かつ適当である」と認めると、いうことが裁定の要件として書かれています。この内容自体は市町村がある程度判断をしたうえで「このとおり、やってよいですか」と県に話を上げることであり、県は自分で計画を立てるのはないですが、市町村の提案が妥当なのかどうかということも、県としての判断を求められる内容に含まれます。それに關して、「県としてどう判断していくのか悩みがあ

中山課長補佐

品川委員

ありがとうございます。今回の糸魚川市のケースでは、まとまった森林の中にぽんと孤立したような形で所有者不明の森林がある状況です。林層は殆ど同じで、切捨間伐により森林をよくするという点ではあまり問題にならないのかと思いつつも、ここは委員がおっしゃったように、所有者不明のレベル、現地の状況などを踏まえてケースバイケースで考えるしかない、ということになるのかと思いました。ありがとうございます。

野村からよろしいでしょうか。おつやつたとおりで悩みのあるところだと思います。出発点として、そもそも境界の確定がマストなのかどうかと

る」とおっしゃっていました。訳ですが、その点は市町村と県とで判断する内容が異なる點ではありません。今我々がこの検討委員会で議論している市町村へのメッセージは、よりも直さず県に対するメッセージでもありますので、ここで検討しているような内容をいざれ踏まえていただき、それを参考にご判断いただければと思いました。

ありがとうございます。今の補足のご説明について、永井副参事、よろしいですか。

新潟県永井副参事　　はい。分かりました。ありがとうございました。

これまでの話を受けて、糸魚川市さんの方から何かコメント等ありましたらお願ひします。

経営的なお話をもあつたので、少し自分の中でも整理してみたいと思います。  
貴重なご意見をおありがとうございます。

私自身も非常に勉強になりました。どうもありがとうございました。

糸魚川市渡辺主事　　1点だけ込みません。議論の最初のところですが、公的資料で調べ得るものとして戸籍や林地台帳などがありますが、お話に出てきた「聞き取り調査」は、警察が犯人捜しをするくらいのことまでしなければいけないのか、ということについて少し疑問で、その点のハーフルがとても高いように思います。実際に調べるにあたっても、3ページにあるように、特にマニュアル化されている訳ではなく、戸籍情報や林地台帳、課税台帳まで見れば、それ以上の公的資料はそもそもないのではないかと思います。それでも、警察のように、近所に聞いて回るようなことまでしなければいけないのか、ということを甚だ疑問に思い、一筆であつてもその分、事務量が増えてしまっているのではないかと懸念しています。意見です。

中山講長補佐　　過剰に聞き取りを行わなくとも公的資料で「分からぬ」というところが判断されれば、「所有者が分かりません」と判断してもよいのではないか、という点については、全体の政策になつていているという話です。森林経営管理法上でも過剰な聞き込みをするという整理になつていませんので、そこは公的資料を使って確認できることで調べていただく対応で基本はよいと思います。例えば、誰が所有者か知つていそな方がいれば聞いていただくということはあると思いますが、警察のように張り込みをして聞き取りをするといったようなレベルまでは必要がないというところかと思います。

### 【3. 林野庁からの報告事項】

中山講長補佐　　参考資料ということでご用意した資料がありますので、内容をご紹介したいと思います。参考1は、資料1でお話をしました間伐の行為を法律的に見ると保存、管理あるいは変更なのか、といったあたりの話の論点を整理できないかということで整理したものです。間伐の定義や解釈について、林野庁の作成文書から関係する部分を抜粋したものです。まず、参考1は、森林経営計画制度の運用上の留意事項の通知です。「ア」については、保育のための除間伐など、共有物の変更に当らない内容については過半数の賛成による計画作成が可能であるところで、いわゆる管理行為として捉えているものです。「イ」については、立木の伐採といった共有物の変更にあたる内容のものについては不在者財産管理制度を活用する、といった整理をしています。間伐とは何かという点についての法律上の定義はあります。間伐が、閣議決定された全国森林計画では、間伐について、「立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採し、それににより森林資源の質的向上を図り、適正な林分構造を維持していく」ものといった説明をしています。また、保育については、「樹木の成長を助け、健全な森林を育成するための下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行う」ものという整理をしています。除伐については、植えた木ではなく、植えた木を阻害する木を伐る行為としています。以上が参考1についての説明になります。

続いて参考2です。今回の民法改正で、民法251条と252条の改正がありましたが、改正の経過について、法制審議会の部会資料や議事録の開通箇所から抜粋したものです。民法251条は、共有物の変更という点について、現時点では、他の共有者の同意が得られなければ変更を加えることができないという規定になっている部分。252条については、管理は過半数で決する、保存行為は各共有者が行うことができる、という点について今回改正されました。共有物の変更については、著しい形状がないものは除くといつた点などについて、法務省の原案がどのようにに変遷していったのか、その過程を整理しました。最終的な改正内容は5ページの一番下のところに、共有物の変更について、「その形態又は効用の著しい変更を伴わないものを除く」ということで、「形態又は効用の著しい変更を伴ないもの」は変更行為ではなく管理行為として解釈できるという整理がされています。これを踏まえてどのように考えるかといった点もご意見をいたただきたく、参考2として整理しました。

参考3は、山林における民法251条に関する裁判例として探し出したものを記載しました。これを見ますと、「共有の目的物が山林である場合において

て、林木を伐採する行為が山林を需要に供し、又は果实を取得するに留まらず、山林を毀損するものとならず、共有物に変更を加えるものにはならない」ということで、林木を伐採する時の一つの例になります。もう一例は、「立木の共有者が、単独所有のように任意に処分することはできないとしても、共有持分を分割して単独所有のような状態にあれば伐採を禁止する権限はない」ということを示した判例です。

参考4は、民法251条の改正に関して、「形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」を林業における行為で置き換えるとどういう点に留意すればいいのか、ということで林野庁として経験に思っているところを記載しました。つまり、間伐が「形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」と言えるかどうかという点です。間伐についてはこれまで、管理行為として取り扱っている部分もありますが、厳密に言えばそうではないという見方もあります。森林經營管理法上は全員同意というところでやっている訳ですが、そもそも森林における間伐などの保育行為、主伐などをどういう形で整理して捉えていくべきかということも本検討委員会のなかで若干の整理ができます。この点について対応していくければと思います。前回の検討委員会でいただいたご意見でもありますし、整理できる部分は整理していただきたいと思っています。

そのあたりの整理が必要ということは前回の検討委員会で申し上げたところで、必要性については異論ありません。最終的な目標、到達点とすればよいということですが、前提として、列状間伐・群状間伐を行ふ場合と、定性的な間伐を行う場合とを比較して、コスト的にどのくらい違いがあるのか分かる具体的なデータをいただきたいと思います。どのぐらい安くなるものでしょうか。

林野庁で過去に調べたものがあつたと思いますので、調べてみます。「この方が経済的合理性がある」と言つてしまつて、それを前提に議論をする形ではなく、まずは事実関係の確認をさせただきたいと思いました。

少しよろしくでしょうか。樹木は一本一本が財物なので、一本の木を切ることがそもそも変更や处分にあたるのではないかという話があります。法務省の研究会で、共有私道の利用に関する研究会というのがあるのでが、その研究会の議論のなかで、私道の脇に立っている木を切る際に、一人でも所有者・共有者が不明だつたらどうなるのかという点について、かなり否定的な結論が出ました。直感的にはあまり正しくない議論だと思います

が、一本だけ立っている木に対してはそのような判断がされやすいという面があるように思います。他方で、この研究会で目標とするところは結構はっきりしていて、間伐は地域の森林全体をよくするためにの作業であつて管理行為であると。間伐において木を一本伐ることを「財産の処分」と言ってしまうと、のちのち手足を縛ることになつて望ましくないと思うので、そこを立法によるのかということがどう思いますが、管理行為であるという方向に向って行けるのか、という目的意識を持つて議論をしていく必要があるところかと思います。そもそも間伐とは何かという定義が法律上ないというご指摘を受けていたかと思います。そもそもそもそも間伐とは何だけではなく、そもそも「るべき間伐」がどういうものなのか、ということがはつきりしてくると説明しやすくなるのかなと思います。その道のプロの方に「間伐とは何か、「あるべき間伐とは何か」という点を分かりやすく上手に説明していただけすると、法律上で目指しているところに一歩近づくことができるのではないかと思ひながら、品川委員のご意見などを拝見していました。今後、可能な限りご協力をていきたいと思っています。以上です。

中山課長補佐  
品川委員  
後日、もう少し具体的なデータをいただければ幸いです。  
中山課長補佐  
品川委員  
ありがとうございます。先ほどお話のあつたコスト比較のデータについて  
は、都道府県が定めている補助事業の標準単価でみると、定性間伐と比べて列状間伐の方が1割低いということでした。

中山課長補佐  
品川委員  
わかりました。次に、参考5をご覧ください。これは所有者不明森林の探索の工程やノウハウを試みていこうとしている委託事業の実施内容です。実際に市町村の事例について、本日の検討委員会にもケーススタディとして関係自治体の皆様にご参加いただいていますが、所有者不明森林の探索を実際に事業として取り組んでいこうということで、今年度の委託事業として、所有者探索の工程、ノウハウを事例的に整理していくことに取り組んでいます。具体的に秋田県大館市と岐阜県恵那市を舞台にして取り組みたいと思っています。委託事業は今月から動き始めていますが、進捗等については本検討委員会のなかでご報告させていただき、委員の皆様からご意見、ご議論をいただきながらもしませんが、情報をご提供していきたいと思います。次々回以降になるかもしませんが、情報をご提供していきたいと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。これで、本日の議題は一通り終りましたが、最後に、委員の皆様から何かご意見等ございましたらお願いします。特にないようでの、最後に、植木委員よりご挨拶をお願いします。

長時間にわたりご苦労様でした。最終的には法的な問題、特に土地所有権

の問題をどう扱うのかという難しい部分があると思うながら聞いていました。所有者が不明の場合、境界が不明の場合、境界が未確定の場合などにそれぞれどう対応するのかと。おそらく市町村の担当の方はこのあたりで一番ご苦労をされているのではないかと思います。その点について我々の方でいかに分かりやすくガイドラインの中に盛り込んでいくか、ということではないかと思います。例えば、土地所有者が不明の場合に、所有者を特定させる場合とそうでない場合がある、あるいは、境界についても、明確な線引きが必要な場合とそうでない場合もあると。そういうような森林がある程度整理されれば、市町村の担当者としてはもう一步、あるいはもつと前に踏み出せるのではないかという気がします。そこで整理はぜひ必要な、それが整理できれば森林整備が進む可能性は大いにあるように思います。森林整備が進むということになると同時に安全で安心な、災害にある程度強い森林へのアプローチにもなるでしょうし、あるいは、整備することで森林そのものの価値を高める方向に進むことになれば、わが国全体にとってもプラスの方向になるでしょうし、林業にとっても非常に有益な話になってくると思います。ですので、そいつた点も含めて我々として、分かりやすい説明をいかに盛り込むかということを前提に検討すべきだと思います。本日は多岐に渡るご議論をいただき、ありがとうございました。今日の議論では法律についていろいろと勉強させていただきました。野村委員、品川委員におかれましては引き続きよろしくお願ひいたしました。以上です。

委員長、どうもありがとうございました。本日は糸魚川市さん、新潟県さんのご参加ありがとうございました。今後、取組を進めて行かれるなかでご不明の点など出てきましたら、いつでも林野庁にお問い合わせをいただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。次回、第6回の検討委員会は11月に郡上市に向って現地検討会を開催する予定にしております。新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況が続いているますけれども、無事に開催できることを祈っております。委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

中山課長補佐



